

CONTENTS

《全世界》

- 世界のIT企業の顔ぶれ一新 2
 経済関係の雑誌や新聞が企業のレーティングをよく発表する。その順位が上がったとか、下がったとかで一喜一憂するのも大人気ないが、調査によってリストされる顔ぶれや順位がいろいろと変わるの面白い。今回は「ビジネスウィーク」の最近号に掲載された世界のIT企業100社のリストを眺めてみたい。このリストは「今やアジアの年だ!」という副題が付されており、アジアのIT企業がリストの上位に並んでいる。このこと自体は喜ぶべき現象であろうが、わが日本が疎外されていることが残念である。この辺で日本の産業政策を根本的に考え直す必要があるのではないかという気がする。

《米国》

- どこまで沈むか、ワールドコム 5
 ワールドコムは異色の電気通信事業者として、本誌にも何度か登場したが、今回はその異色性がマイナスに作用して、営業不振に加えて超大型の粉飾決算ということで、同社の存続さえ危ぶまれる状態に追い込まれている。今後同社がどのような進路をたどるか予想するのは難しいが、連邦破産法第11章の適用申請に至るのではないかという見方もあり、同社の事業の一部を買収しようという動きも見られ、今後の同社の動向には目を離せないものがある。いずれにしても、電気通信業界はもちろん、金融証券界、さらに広く米国経済全般に対するインパクトは計り知れないものがある。さらに同社の事業が社名のように世界的な広がりをもっている上、金融に関しては日本を含む主要国の金融機関が関係しているということであり、世界経済の見地からも看過し得ない事態である。

《EU》

- EU欧州委員会、eEuropeの新行動計画を採択 11
 EUのIT基本戦略に当たるeEurope戦略に関して、2005年までに達成すべき目標を設定し、加盟各国の取るべき行動を定めた「eEurope 2005」の概要を紹介する。

《英国》

- OFTEL、新通信法に照らした事業認可制度の全面改正に着手 22
 EU新指令に基づく通信法の改正と並行して、通信規制機関OFTELが事業認可制度の改革に着手。従来の免許方式にかわる一般認証 (general authorisation) ルールの導入を具体化。英国はEU指令の国内法制化作業で一歩先行。

《英国》

- 英国通信庁法の概要 24
 ヨーロッパではEUの新しい通信関係指令の発効によって新しい通信制度が確立されようとしている。英国においてもそのために「2002年通信法」の制定に向けて、その草案が発表されている。一方、すでに制定された2002年通信庁法は、同法と密接な関連をもつ法律で、同法の先駆けとなり、既存の制度と新通信法との橋渡しを務めるものということができる。通信庁法は本文が7か条という短い法律であるが、OFCOMの組織と機能に関して、本文より長い別表が設けられている。

《台湾》

- 台湾 通信外資規制を緩和 29
 台湾の電気通信法が改正され、一種事業者への外資規制が一部緩和されることとなった。これにより外資の台湾進出を活性化するのがねらい。

《フィリピン》

- フィリピン通信業界の最近の動き 32
 フィリピンでは、第3世代携帯電話の免許数決定、サービスエリア・スキーム (SAS) 見直しに向けた検討など、幾つかの動きがある。また、プライマリ・キャリアPLDTの筆頭株主であるインドネシア系香港資本のFirst Pacificが、PLDTの経営主導権を民族資本のGokongweiに移行しうる可能性も出ている。最近のフィリピンの事情を概観する。



全世界

世界のIT企業の顔ぶれ一新

経済関係の雑誌や新聞が企業のレーティングをよく発表する。その順位が上がったとか、下がったとかで一喜一憂するのも大人気ないが、調査によってリストされる顔ぶれや順位がいろいろと変わるの面白い。今回は「ビジネスウィーク」の最近号に掲載された世界のIT企業100社のリストを眺めてみたい。このリストは「今やアジアの年だ!」という副題が付されており、アジアのIT企業がリストの上位に並んでいる。このこと自体は喜ぶべき現象であろうが、わが日本が疎外されていることが残念である。この辺で日本の産業政策を根本的に考え直す必要があるのではないかという気がする。

1. はじめに

内外の経済関係の雑誌や新聞が企業のレーティングをよく発表する。ときには企業ばかりでなく、ビジネス・スクールやロー・スクールの順位付けも発表される。これらのリストは定期的に発表されるものが多いので、前回に比べて順位が上がったとか、下がったとかで、関係者の一喜一憂ぶりはちょっと大人気ない点もあるが、調査によってリストされる顔ぶれや順位がいろいろと変わるのも面白い。調査によってデータの取り方やウェイト付けが違うので、結果に差異が生じるのは当然であるが、調査の趣旨や方法をよく吟味して冷静に対処することが必要であろう。

今回は米国の有名な経済雑誌のビジネスウィークの6月24日号に特集記事として掲載された「THE INFOTECH 100 - IT'S ASIA'S YEAR」と題された世界のIT企業100社のリストを取り上げる。

2. 世界のIT企業100社の概要

この調査では、IT企業として、①通信機器製造業、②コンピュータ・周辺機器製造業、③機器販売業、④インターネット・サービス業、⑤半導体製造業、⑥コンピュータ・サービス業、⑦ソフトウェア業及び⑧電気通信サービス業の8業種が掲げられている。

次に、この調査での評価ポイントとして、①収益、②収益成長率、③株主持分利益率及び④株主報酬率の四つの指標が掲げられている。IT企業のリストでありながら研究開発費が指標に取り上げられていないのは奇異な感じがするが、研究開発費を入れると商業会社が不利になるという配慮からであろう。なお、これらの評価項目について、「収益」(売上)は1.5倍のウェイト付けがなされているが、他の項目





は同じウェットとされている。

対象企業としては、まずビジネスウィークと同じマグローヒル・グループのスタンダード・アンド・プアーズのデータベースの公開米国会社1万社を母体とし、これにビジネスウィークの外国部が推薦した外国IT会社を加えて基礎データとしている。それについてはかなり複雑な過程を経て選択されているので、詳細を掲げるとは省略するが、一つ注目すべきことは独占力又は準独占力をもつ電話会社は競争上特別の利益を享受しているのでリストから除外したとされていることである。そのためAT&T、NTT、BT、DT、FTなどは除外されたものと思われる。

<ベストテンの顔ぶれ>

このレーティングのベストテンを見るとなんと驚くなかれ、韓国、台湾そして米国がそれぞれ3社で残る1社は中国である。かつてはこの種の国際ランキングでは、日本企業がほとんどの場合過半数を占めていたものであるが、今は昔で、日本の最高はCSKの第20位である。ベストテンの顔ぶれは次のとおりである。台湾の会社は規模的にはそう大きくなく、知名度も低いが、評価基準では高い順位になるのであろう。

■表：世界のIT企業ベストテン

順位	社名	国名	業態	収益	同順位
1	SAMUSUNG ELECTRONICS	韓国	コンピュータ	35,026	12
2	QUANTA COMPUTER	台湾	コンピュータ	3,304	75
3	HON HAI PRECISION	台湾	コンピュータ	4,557	61
4	KT FREETEL	韓国	電気通信	3,481	72
5	DELL COMPUTER	米国	コンピュータ	31,206	15
6	CHINA MOBILE (HONG KONG)	中国	電気通信	12,122	34
7	AFFILIATED COMPUTER SVCS.	米国	コンピュータ・サービス	2,757	78
8	ELITEGROUP COMPUTER SYS.	台湾	コンピュータ	95	144
9	SK TELECOM	韓国	電気通信	4,741	60
10	L-3 COMM. HOLDINGS	米国	通信機器	2,582	85

(収益単位：百万ドル)

<100位以内の日本企業>

続いて100位以内に日本のIT企業がどのくらいリストアップされているかをベストテンの場合と同様に調べてみよう。100位までに日本のIT企業は10社含まれているが大手電機メーカーやコンピュータ・メーカーが含まれていないのは、最近それらの会社が軒並み赤字に陥ったためと思われる。





■表：100位以内の日本企業

順位	社名	業態	収益	同順位
20	CSK	コンピュータ・サービス	3,393	73
24	キャノン	コンピュータ	21,432	24
45	KDDI	電気通信	22,693	22
47	任天堂	ソフトウェア	4,182	66
62	NTTドコモ	電気通信	41,414	9
69	伊藤忠テクノサイエンス	コンピュータ販売	2,744	79
77	日本テレコム	電気通信	13,646	31
85	HOYA	半導体	1,884	110
88	NTTデータ	電気通信	6,422	46
92	シャープ	コンピュータ	14,445	29

(収益単位：百万ドル)

● COMMENT

ビジネスウィークの「世界のIT企業100社」はなかなか興味のある資料である。ランキングの設定方法が必ずしも明確ではないが、韓国と台湾の進出振りには今さらながらに驚愕を禁じ得ないところがある。ローテク製品の供給基地などと半分侮り気味に言ったこともあるが、いまやハイテク製品の競争者となっている。ここでわが国も一段と禪を締め直し、どこの国にも負けない体制を樹立することが必要であろう。

(清家 秀哉)

<出典・参考文献>

BusinessWeek、2002年6月24日号 77～101ページ



KDDI RESEARCH

米国

どこまで沈むか、ワールドコム

ワールドコムは異色の電気通信事業者として、本誌にも何度か登場したが、今回はその異色性がマイナスに作用して、営業不振に加えて超大型の粉飾決算ということで、同社の存続さえ危ぶまれる状態に追い込まれている。今後同社がどのような進路をたどるか予想するのは難しいが、連邦破産法第11章の適用申請に至るのではないかという見方もあり、同社の事業の一部を買収しようという動きも見られ、今後の同社の動向には目を離せないものがある。いずれにしても、電気通信業界はもちろん、金融証券界、さらに広く米国経済全般に対するインパクトは計り知れないものがある。さらに同社の事業が社名のように世界的な広がりをもっている上、金融に関しては日本を含む主要国の金融機関が関係しているということであり、世界経済の見地からも看過し得ない事態である。

1. はじめに

6月26日午後のインターネットの情報や同日の夕刊各紙の記事で、ワールドコムで38億ドル（4604億円）に及ぶ粉飾決算が発覚したと報じられた。最近とみに、芳しくないニュースが多かった同社であるが、創業者で前CEOのエバースに対する会社からの不当融資に続いて、超巨額の不正会計処理と不祥事が続発したのはまさに驚きである。なお、ワールドコムについては、本誌にも何度か記事が掲載されているが、最近では2002年6月号15ページ以下に同社の厳しい経営環境に関する記事が掲載されているので、参照されると幸甚である。

ワールドコムは、1983年にLong Distance Discount Service に由来するLDDSの社名で発足し、AT&Tの長距離通信サービスを再販売していた一地方会社であったが、その後買収に買収を重ね急速に企業規模を拡大して、1995年5月に社名をワールドコムと改め、世界的通信市場への足固めを鮮明にした。

このようなワールドコムが一躍世界の注目を浴びたのは、BTとの合併が破談となったMCIを1998年9月に買収したことであった。当時ワールドコムは全米第4位の長距離通信事業者で、MCIは第2位の事業者であったので、小が大を飲む合併として話題を呼んだものである。この合併に伴って、ワールドコムはMCIワールドコムと社名を改めたが、後に元のワールドコムに戻している。

ところがその後、ワールドコムは、AT&Tを上回る全米第一位の長距離通信事業者になろうとして、第3位の長距離通信事業者であるスプリントを買収しようとしたが、司法省やEU当局の反対に遭い、この合併を断念する羽目に陥った。この頃から通信事業の高度成長にかけりが見られるようになり、需要構造にも変容が現れてきたため、ワールドコムの業績も低迷し、株価も低落する状況となった。そのよう





●米国

な状況下で、同社の創業者で、最近まで社長兼CEOを勤めていたバーナード・エバースが会社から有利な条件で多額の借入れをしていたということで4月末に引責辞職をしたのも、同社にとって非常な打撃であったといえるであろう。今回の事件もこのような同社をめぐる環境条件の下で生じたものと見る事ができる。

以下今回の事件をめぐる同社の発表やマスコミの報道、政府機関の措置などを整理して掲げる。なお、今回の事件に関してインターネットで収集した情報はきわめて多量にわたり、事件の評価については必ずしも一致しない面があるが、最大公約数的な紹介をさせていただく。

2. 会社の発表

今回のワールドコムの不祥事に関して、同社は2002年6月25日に「ワールドコム、2001年通期及び2002年第1四半期の財務諸表を修正する意図を発表」と題するプレス・リリースを発出した。今回の事件の発覚が、マスコミのスクープによるものでなく、会社の自主的発表によるものであることが、不祥事の処理としていささかの評価ができるものといえるであろう。このプレス・リリースの概要は次のとおりであり、不祥事の詳細な内容と広範な対応策が記載されている。

- ・ワールドコム（以下「会社」という。）は、2001年通期及び2002年第1四半期の財務諸表を修正する（restate）意図をもっている。
- ・会社の資本支出勘定の内部監査の結果、上記期間における回線コスト費用の資本勘定への特定の振替が一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠していなかったことが判明した。
- ・かかる振替の額は、2001年については30億5500万ドル（3701億円）、2002年第1四半期については7億9700万ドル（966億円）であった。
- ・このような振替が行われなかったとすれば、会社の報告済みのEBITDA（利息、税金及び償却控除前利益）は、2001年通期については63億3900万ドル（7680億円）、2002年第1四半期については13億6800万ドル（1657億円）に減少していたはずであり、会社は2001年通期と2002年第1四半期について純損失を計上していたはずである。
- ・会社は、最近契約した外部監査人であるKPMG LLPにこの事実を通知し、会社の2001年及び2002年の財務諸表の完全な監査を引き受けるよう要請した。
- ・会社は、その2001年の財務諸表を監査し、2002年第1四半期の財務諸表を検査したAndersen LLPにも、このような振替を発見した直後に、通知した。
- ・2002年6月24日に、Andersenは、回線コストの不適切な振替に照らして、会社の2001年の財務諸表に関するAndersenの監査報告及び2002年第1四半期の財務諸表に関するAndersenの検査については信頼することができないと通知した。
- ・会社は、できるかぎり速やかに、2001年通期及び2002年第1四半期の未監査財務諸表を公表する。監査が完了すれば、会社は、必要とする期間すべてについて、新しい監査済み財務諸表を提出する。
- ・会社は、最高財務責任者（CFO）兼秘書役としてのスコット・サリバンを解任する。



KDDI RESEARCH



- ・会社は、この事件について証券取引委員会（SEC）に通知した。
- ・会社の取締役会の監査委員会は、ウィリアム R. マックルーカス（SECの前施行局長で、ウィルマー・カトラー・アンド・ピカリング法律事務所弁護士）と独立調査役として行動してもらう契約を結んだ。
- ・2001年と2002年の営業成績の修正によって、会社のキャッシュ・ポジションにインパクトを及ぼすことはないものと考えており、会社の顧客及びサービスに影響することはないであろう。

3. 関係機関の対応

ワールドコムの不祥事に関して多くの関係機関は大きなショックを感じており、以下のようにすばやく対応策を講じている。

(1) 証券取引委員会

企業財務の監視役である証券取引委員会（SEC）は、最近頻発している企業財務の不正行為に極めて強い関心を示しており、ワールドコムについても、3月頃から会計上の問題点について内偵を進めていたところであり、今回の事件についても前CFOの行為に強く反発し、迅速な措置を講じた。すなわち、問題の回線コストの振替行為は証券詐欺に当たると認定し、証券法第10条（b）項及び第13条（a）項に違反するとして、これらの行為を禁止するよう求めて、ワールドコムを被告として、6月26日に、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に民事訴訟を提起した。このようにすばやい対応をしたSECであるが、議会筋の批判は厳しく、特にピット委員長の措置の生ぬるさに対して民主党のダシュル上院院内総務ら有力議員からの非難は厳しく、その辞任を求める声が湧き起こっていた。しかし、ブッシュ大統領はピット委員長を支持している。

(2) ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所

SECの提訴を受理したニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、事件の審理の第一段階として、7月3日、リチャード・ブリーデン元SEC委員長を同社の監視役に任命し、証拠の保全と同社資産の流出・隠匿の防止に当たらせることとした。

(3) 司法省

司法省も同社の行為に深い関心を示し、調査を進めていると報道されている。

(4) 連邦議会

6月27日、下院の金融サービス委員会は、金融市場の信頼が急速に損なわれている現状にかんがみ、ワールドコムの前社長兼CEOのバーナード J. エバース、現社長兼CEOのジョン W. シッジモア、前CFOのスコット・サリバン及びソロモン・スミス・バーニーの電気通信アナリストの4名に罰則付き召喚状を発し、7月8日に開催する公聴会で証言を求めることを決定した。予定通り開催された公聴会には召喚された証人が出頭したが、エバース前CEOは重要な部分で合衆国憲法修正第5条に基





●米国

づき証言を拒否し、サリバン前CFOも同条に基づき証言を全面的に拒否し、ワールドコムの前幹部の責任追及は不発に終わったといわれている。

(5) ホワイトハウス

折りしもカナダのカナナスキスにおいてサミットの最中であったが、ブッシュ大統領は企業会計の不法行為について非常な不快感を表明し、ホワイトハウスへ帰任後はラジオ放送で、ワールドコムと名指しはしなかったものの、関係経営者は責任をとるべきだと国民に訴えた。

その後も企業会計の不正行為については罰則を強化し、幹部の責任を明確にするよう立法措置を講じるべきだとの見解を表明している。

(6) FCC

FCCは通信事業者の活動への介入をできるだけ避けるというパウエル委員長の方針もあり、「ワールドコムの事件とその消費者や他の通信事業者に対するインパクトに深い関心をもっており、事態の展開に十分注視し、電気通信ネットワークの安定性と品質の確保と保護に必要なすべての措置を執っている」という趣旨の同委員長の簡単なステートメントを発したのみで、事態を静観している。

(7) ミシシッピ州政府

ワールドコムの本社があるミシシッピ州の政府は、同社の詐欺の立件の可能性について調査するために、連邦検察と合同の調査グループを構成している。

4. ワールドコムのその後の措置

シジモア新CEOは前幹部の責任を追及するといっているが、会社としては専ら謹慎ということか目立った動きは見られず、顧客に迷惑をかけないように尽力している模様である。

7月8日には6月25日の発表で約束した2001年通気と2002年第1四半期の財務諸表の修正作業を終え、修正済みの届け書をSECに提出した。

5. 電気通信事業者の対応

他の電気通信事業者は一応平静を装っているが、大手地域通信事業者にはワールドコムのネットワークの取得を狙っているものもあるという見方もある。同社の施設の買収について具体的な提案として取り沙汰されているものとして、ニュージャージー州ハッケンサックに本社を有する中堅の長距離通信事業者のIDTコーポレーション（長距離通信事業のシェア8位）がある。同社は地域内バイパス施設としてワールドコムが1996年12月に買収した旧MFSコミュニケーションズの光ケーブル施設の取得を狙っており、すでにワールドコムの取引銀行を通じて交渉を行っている模



KDDI RESEARCH

様である。そして、同社は、ワールドコムからの事業譲受けを想定して、7月9日、AT&Tなど大手通信事業者から販売部門の幹部職員を中心に100人を引き抜くと発表した。

6. ワールドコムの対策と前途

ワールドコムは今まさに会社存亡の瀬戸際にあるといえるであろう。今回の事件で消費者や投資家の離反は不可避であると思われるが、その傾向を食い止めるためには同社は消費者に対するサービスを一段と強化し、しかも経営を合理化するという難しい課題の両立を迫られることになる。そのためには、従来の拡張主義を放棄し、自社の優越部門に経営資源を集中的に投入し、経営の効率を高めることが必要であろう。そこで、採算のよくない地域とサービスを分離し、人員の削減と組織の縮小などのリストラクチャリングを緊急に実施することが必要であろう。

同社の計画によると、人員の削減については6月28日から1万7000人の従業員をレイオフし、年間で9億ドル（1090億円）の費用の節減を見込んでいる。また、資本的支出を大幅に削減し、2003年には21億ドル（2544億円）ベースに抑える見込みである。

無線リセール事業からの撤退を含む一連の非中核事業の売却によって年間7億ドル（848億円）の節減を見込んでいる。

さらにMCIトラッキング株式の廃止によって、年間3億7500万ドル（454億円）の配当負担が軽減される。

同社はこれらの諸施策の実施によって、経営危機の打開が図れるとしており、その実施について銀行団との協議を続けるとしている。しかし、同社を巡る経営危機のうわさがくすぶり続けていたところへ、7月8日になって、同社のシジモアCEOが連邦破産法第11章適用申請も選択肢の一つであるという見解を初めて明らかにした。

COMMENT

ワールドコムがこともあろうに企業悪の権化といわれたエンロンの二代目といわれかねない事態に陥った。今回の事件は「史上まれに見る巨額の粉飾決算」といわれるが、そのテクニックとしては「費用の資本化」というプリミティブなものである。金額の大きさもさることながら、経営不振と株価の極端な低落に加えて前CEOに対する不適切な融資とそれに関連する引責辞任という逆風環境の下で生じた点に特に問題があるといえよう。

粉飾決算や背任で大きな被害をこうむった企業とその会社の監査を担当した監査法人との間の責任なすりあいはいは条例のようにになっているが、今回もアンダー線の責任者は会社が書類の意図的隠匿を行って正常な監査を妨害したといているが、そのような書類隠匿を見抜くのが監査人の責任ではないだろうか。ただ、多少監査人側に同情的な見解をとれば、前述の「費用の資本化」は正常な会計処理と紙一重であるので、かえって見抜けなかったのかもしれない。費用の資本化は費用を前送りするだ





●米国

けであるので、費用の額自体に不正のないかぎり、事業収益、関係資産、減価償却費を含む関係科目の長期的な動向を吟味すれば、過剰資本化が開始された時点で会計データの不連続が見つかるのではないかと素人ながら思う次第である。

また、ワールドコムの実業が世界65か国で展開されており、さらに米欧日有力銀行28行による協調融資を受けており、邦銀4行の与信残高は3億6500万ドル（440億円相当）に及んでいる（7月9日の衆院財務金融委員会における柳沢金融担当省の答弁）など、営業面、金融面での国際性が極めて高く、同社が破綻するようなことになれば、国際的なインパクトは計り知れないものがある。すでに日本における事業を整理することがほめかされているようである。

したがって、不祥事は不祥事として冷静に処理するとして、まず同社の再建に全力が傾注されるべきであろう。同社が発表したリストラ策は確実に実施されねばならないが、事業の再編成などは切り離し部門の引受会社との協議がまとまらなければ実現しないなど不確定要素も多い。

そこで同社の再建策が不成功ということになれば、行き着くところはいずれも同じチャプター11ということになる。しかし、米国長距離通信の健全な発展と競争の維持のためにも、AT&Tの対抗勢力としてのワールドコム存在は不可欠であろう。いずれにしても、同社の今後の動きには注目を怠れないものがある。

（清家 秀哉）

<文中の換算率>

1ドル=121.15円（2002年6月27日東京市場の対顧客電信売相場）

<出典・参考文献>

米国各紙記事多数（2002年6月25～7月11日）

NIKKEI NET記事（2002年6月26～7月11日）

ワールドコム社プレス・リリース（2002年6月25日）

ワールドコム社のSECへの修正財務諸表の届け出（2002年7月8日）

ホワイトハウス・プレス・リリース（2002年6月28～29日）

下院金融サービス委員会プレス・リリース（2002年6月27日）

「証券取引委員会対ワールドコム」訴状（2002年6月26日）

FCC、パウエル委員長ステートメント（2002年6月26日）



KDDI RESEARCH



EU

EU欧州委員会、eEuropeの新行動計画を採択

EUのIT基本戦略に当たるeEurope戦略に関して、2005年までに達成すべき目標を設定し、加盟各国の取るべき行動を定めた「eEurope 2005」の概要を紹介する。

1. eEurope戦略の沿革

EU欧州委員会は、2002年5月に、「eEurope 2005—すべての市民のための情報社会」（以下、「行動計画2005」、という）^(注1)と題する通達を採択し、eEurope戦略に対してEU全体で今後2005年までに取り組むべき行動計画を発表した。この行動計画は、2002年3月にバルセロナにおいて開催された欧州理事会^(注2)の結論である、2005年までに共同体全体においてブロードバンドネットワークが広範囲で利用可能となり実際に使用されること、インターネットプロトコルIPv6の開発、ネットワークおよび情報の安全性、ならびに電子政府（eGovernment）、電子学習（eLearning）、電子衛生（eHealth）およびeビジネスに焦点を当てている。

eEurope戦略^(注3)は、1999年末に欧州委員会で採択されたEUのIT戦略であり、その戦略の基本的な考え方は、2010年までに雇用と社会の結合を向上させ、EUをもっとも競争的で活力のある知識に基づく経済体にあることにある。ついで欧州委員会は、eEurope戦略を実施するため、2002年を達成の目標とする具体的な行動計画を定めた。この計画は、2000年6月に閣僚理事会において「eEurope 2002 Action Plan」（以下、「行動計画2002」という）^(注4)として採択された。

行動計画2002は、知識経済体を創出するために、ヨーロッパにおけるインターネット接続を拡大することに焦点を置いており、インターネット普及率の向上、インターネット接続料金の低廉化、学校におけるインターネット接続率の向上、eコマースに関する法的枠組みの整備等、を目標に掲げていた。行動計画2002は、現時点で所期の目的をほぼ達成した。

行動計画2005は、行動計画2002をさらに推し進め、成長を生み出すためにインターネット接続を経済活動に転換させる必要があることを重視している。そのため本行動計画の目的は、広範囲で利用可能なブロードバンドインフラストラクチャに基づく、信頼性の高いサービス、アプリケーション、およびコンテンツの発展を促すことにある。

(注1)

この通達（communication）の正式名称は、「eEurope 2005： An Information Society For All」（COM（2002）263、2002.5.28）である。

(注2)

欧州理事会は、加盟各国首脳および欧州委員会委員長によって構成されるEUの機関で、立法機関である閣僚理事会とは別のEU最高の政治的意思決定機関である。EU全体の進むべき方向性を決定する役割を担い、最低年2回の開催が義務づけられている。（マーストリヒト条約第4条）

(注3)

この通達（communication）の正式名称は、「eEurope An Information Society For All」（COM（1999）687、1999.12.8）である。eEuropeは、次の3項目、1.すべての市民、家庭および学校、すべての企業および行政機関を、デジタル時代に向けてオンラインで結ぶこと、2.新しいアイデアに進んで投資し開発する企業家文化（an entrepreneurial culture）により支えられたデジタル技術を使いこなせる（digitally literate）ヨーロッパを創出すること、3.[eEuropeに向けた]すべての方策は、社会全体を包含し、消費者の信頼を形成し、社会の結束を強化することを確保すること、を目標の中核に置いている。

(注4)

eEurope 2002 行動計画は、次の3項目、1.より安価で、より高速で、より安全なインターネット、2.市民の技量およびアクセスへの投資、3.インターネット利用の勧奨を重点としている。



KDDI RESEARCH



■表1：EUにおけるインターネット普及率

	2000年末	2001年末	EUの上位達成率
世帯普及率	18.4%	37.7%	60.6%
ブロードバンドの世帯普及率	2.5%	5.8%	14.9%
学校におけるインターネット接続率	—	89%	99%

出典：欧州委員会通達（COM(2002)14、2002.1.15）

（表注1）ブロードバンドの世帯普及率は、CATVおよびADSLの加入世帯の普及率を示す。

（表注2）EUの上位達成率は、EU加盟国の各項目の達成率うち、上位3位までの国の率を単純平均した値である。

2. 行動計画2005の概要

行動計画2005は、行動計画2002の成功に基礎を置き、情報社会を発展させるためのEU政策の象徴としてeEuropeを位置づけている。一方、本行動計画が新たに適合すべき要件として、次の3点を挙げている。

1. インフラストラクチャへの投資は、コンテンツやサービスの利用可能性により促進される一方で、新しいサービスやコンテンツの発展は、インフラストラクチャの展開に依存する。インフラストラクチャは、新しいサービスやアプリケーションが出現する場合に進化し向上するものであり、その逆も言える。本行動計画は、ブロードバンド化と基盤の多様化の両面における機能の向上とサービスの発展の間に好循環を促進させるように努める。
2. 知識経済体を支援するために多くの施策が、ヨーロッパ、国家、地域の各段階ですでに進められている。ほとんどの加盟国は情報社会政策についての国家活動計画を立案しており、それらの計画の多くは、行動計画2002に呼応したものである。従って、本行動計画は、現在の政策を越えた新基軸を出さなければならない。
3. 本行動計画が終了する以前に、EU加盟を希望している何か国かは加盟国となっていると予想される。それらの新加盟国にとって（および現加盟国にとっても）本行動計画の目標を達成し、計画を実行することは難題となる。従って、本行動計画には柔軟性を織り込む必要があり、本行動計画へ新たに参加する国が円滑に漸次実施することを保証するために、行動計画を中間時点で見直すこととする。

このような要件を満たすために、行動計画2005は、相互に補強し合い好循環を形成する2つの種類の活動に基づいている。一つは、オンライン公共サービスとeビジネスの双方に関するサービス、アプリケーション、およびコンテンツに関係するものであり、他方は、基礎となるブロードバンドインフラストラクチャと安全性の問題に関係するものである。



行動計画2005は、次のように集約される。

2005年までに、ヨーロッパは次の事項を達成しなければならない。

- － 現代的なオンライン公共サービス
 - ・ 電子政府 (eGovernment) 、
 - ・ 電子学習 (eLearning) サービス、
 - ・ 電子衛生 (eHealth) サービス
- － 活力あるeビジネス環境

および上述の事項を可能にするために、

- － 競争的な料金によるブロードバンドアクセスの広範囲な利用可能性
- － 信頼性のある情報インフラストラクチャ

さらに、本行動計画は、4つの方針から成っている。

1. 国およびヨーロッパ段階で法制度を見直しおよび採用するため、競争および相互運用を強化するため、認識を高めるため、および政治的な指導力を実証するための政策的措置、
2. 政策的措置の実施が適切な活動の開発、分析および普及により支援されること、
3. 目標達成および目標を支援する政策の進捗状況を示す標準値により、政策的措置を観察し、その重点を絞ること、
4. 既存の政策との総合的な調和を図ることにより、行動計画による活動間にシナジー効果を持たせること。

これらの方針を相互に連携させながら、本行動計画を実施していくことになる。

3. 行動計画2005の具体的施策

本行動計画の具体的な施策は、上述の方針に従い、次のように定められている。

3. 1 政策的措置

3. 1. 1 現代的なオンライン公共サービス

(1) 電子政府

行動計画2002において、加盟各国は2002年末までにすべての基本的なサービスをオンライン化することに合意し、多くの分野で目標が達成されたが、多くのサービスはまだ双方向性が限定的である。信頼性がありシームレスな電子政府サービスへのアクセスの発展は、電子認証手段の配備とその効果的な利用にかかっており、スマートカードの導入や電子署名の採用が有効である。また、行動計画2002の目標とされていた、体が不自由な人による公共的なウェブサイトへのアクセスの向上について、今後も一層の取り組みが求められる。このほか、電子政府のサービスは、多くの言語で作成されたコンテンツを提供することにより利便性が高まるため、自動翻訳システムの向上が望まれている。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。





■表2：電子政府についての活動計画

活動	実現時期	概要
ブロードバンド接続	2005年まで	加盟各国はすべての公共行政をブロードバンドに接続することを目標とする。ブロードバンドの技術間を公平に扱う。
相互運用性	2003年末まで	欧州委員会は汎欧州電子政府サービスを市民や企業に提供することを支援する相互運用のための枠組みを取りまとめて発出する。相互運用性は、公開された標準に基づき、オープンソースソフトウェアの使用を奨励する。
双方向な公共サービス	2004年末まで	加盟各国は基本的な公共サービスを双方向とすること、ならびにブロードバンドネットワークの可能性および多様なアクセス基盤を利用することを保証しなければならない。これは、社会的に特別なニーズを持つ、体が不自由な人または高齢者のためのアクセス対策を含む。
公共部門の調達	2005年末まで	加盟各国は公共部門による調達の相当部分を電子化しなければならない。関係理事会および議会は速やかに調達についての法体系を採択しなければならない。
公共インターネットアクセスポイント (PIAPs)	不特定	すべての市民はその自治体で、可能ならばブロードバンド接続によりPIAPsに容易にアクセスできなければならない。欧州委員会は引き続きPIAPsの技術開発計画を支援する。
文化と観光	2005年まで	欧州委員会は加盟各国、民間部門および地方機関と協力して、欧州を振興し利用しやすい公共情報を提供する電子サービスの定義付けを行う。

(2) 電子学習

加盟各国は、行動計画2002における目標に積極的に対応し、現在大部分の学校がインターネットに接続されており、学校、先生および生徒のために使いやすいインターネットおよびマルチメディアリソースへのアクセスを実現させる準備が進められている。欧州委員会もこれまで、電子学習戦略 (eLearning initiative) や電子学習行動計画 (eLearning Action Plan) を通じて電子学習の普及に努めてきた。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。





■表 3：電子学習についての活動計画

活動	実現時期	概要
ブロードバンド接続	2005年末まで	加盟各国はすべての学校および大学がブロードバンドにより教育および研究目的でインターネットに接続されることを目標とする。電子学習に主要な役割を果たす博物館、図書館、公文書館等もブロードバンドネットワークに接続されなければならない。
電子学習計画	2002年末まで	教育の観点からすでに定めた電子学習行動計画の目標の実施に焦点を置き、2004年から2006年を範囲とする、特定の電子学習計画を、欧州委員会は採択しなければならない。
すべての学生のためのバーチャルキャンパス	2005年末まで	加盟各国はすべての大学が勉学の過程と行動の品質と効率を最大化するために、学生と研究者のためにオンラインアクセスを提供することを保証しなければならない。
大学と研究機関のコンピュータに支援された協同システム	2003年末まで	欧州委員会は、高性能なコンピュータネットワーク等による欧州規模のコンピュータに支援されたネットワークの展開を可能とするために、研究および実験に着手する。
知識社会のための技術の再訓練	2003年末まで	加盟各国は、知識社会において必要とされる主な技術（基本的なコンピュータの技術＝デジタルリテラシーなど）を成人（失業者、労働市場に復帰する婦人等）に与え、その雇用可能性および人生の全体的価値を向上させるために、活動を開始しなくてはならない。

(3) 電子衛生

精密な医療機器とコンピュータのアプリケーションが広範囲に使用されるにつれて、開業医の仕事はすべての段階で一層情報集約的なものとなる。一方、医療と科学の進歩、高齢人口の増加、および患者の期待の変化により、医療関係の予算要求は増額している。デジタル技術は、開業医個人および国や地域の両方の段階における健康管理にとって一層重要となっている。さらに、医療データは特に取り扱いに注意を要するものであり、この分野におけるすべての行動は、個人の医療情報を権限のないアクセス、公開、および悪用から防ぐことを保証するための技術的および組織的な手段を伴わなければならない。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。

■表 4：電子衛生についての活動計画

活動	実現時期	概要
電子健康カード	2003年春まで	欧州委員会は、欧州健康保険カードを他の加盟国においても利用できるように紙製のものを置換するために、患者の特定と健康記録の電子化の共通方式に関する提案を行なう。
健康情報ネットワーク	2005年末まで	加盟各国は介護の場所（病院、研究所、および家庭）をつなぐ健康情報ネットワークを開発しなければならない。同時に欧州委員会は、欧州規模の公衆衛生データについての情報ネットワークの建設を検討する。
オンライン健康サービス	2005年末まで	欧州委員会および加盟各国はオンライン健康サービスが提供されること（健康的な生活や病気の予防についての情報、電子健康記録、遠隔治療、電子的還付など）を保証する。一部のサービスは汎欧州規模に拡張することを検討する。





3. 1. 2 活力あるeビジネス環境

eビジネスは、eコマース（オンラインによる売買）に加え、デジタル技術を最大限活用するためにビジネスの手順を再構築することからなる。欧州委員会は、これまでeコマース、オンラインによる紛争解決あるいはデジタル販売に対する付加価値税等に関する政策を発表してきた。また、欧州委員会は今後の消費者政策も検討しており、オンラインとオフラインにおける規制の違いを無くすとともに、新技術の芽を摘まないような規則を制定する方向が示されている。

eビジネス政策の最終目標は、プライバシーを確保しながら、情報と通信技術、人的資源（特にeスキル）および新しいビジネスモデルを通して、欧州企業の競争力を増加させおよび生産性と成長を向上させるためにeビジネスへの取り組みを促進させることにある。本活動計画は、これらの政策策定を支援する位置づけにある。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。

■表5：eビジネスについての活動計画

活動	実現時期	概要
法制度の整備	2003年以降	欧州委員会は、加盟各国と協力して、企業がeビジネスを利用することの妨げとなる要因を特定し除去する目的で適切な場合関連する法制度の見直しを、特にオンラインとオフラインの異なる取引形態の間に均一な活動領域を創出するために現行のeコマースに適した規則をオフライン取引に拡大する方向で、検討する。
中小企業	2003年末まで	既存の欧州、国、地域における、eビジネスに関して中小企業を支援する活動を強化し整備するために、欧州委員会はそれらの活動を連携させ、欧州規模のeビジネス支援ネットワークを構築する。
eスキル	2003年末まで	欧州委員会は、加盟各国と緊密に協力して、欧州全体でのeスキルの定義を含め、欧州におけるeスキルの供給と需要についての分析を公表する。
相互運用性	2003年末まで	民間分野は、欧州委員会および加盟各国と共に、取引、安全性、署名、調達、および支払いに関する相互運用性のあるeビジネスの方策を、シームレスで国境を越えるeビジネスおよび移動体コマースに資するように、開発しなければならない。
信用と信頼	2003年末まで	欧州委員会は、民間分野、消費者団体、および加盟各国と共に、欧州全体のオンライン紛争解決システムを設定する可能性を検討する。
「ドットEU企業」	2003年末まで	欧州委員会は、信頼できるサイバー上の主体と認知されるような「ドットEU」ドメイン名と関連する付加的な機能を欧州企業に対して提供することの可能性を検討する。

3. 1. 3 信頼性のある情報インフラストラクチャ

EUは、これまでにネットワークの安全性、サイバー犯罪、およびデータ保護に関する包括的な政策を発表してきた。このほか、最新技術（ブロードバンド、無線による設備構成、周辺のインテリジェンス）を利用した信頼性の高いネットワークや情報インフラストラクチャおよびインフラストラクチャにおける脆弱性の特定や相



互依存性に関する研究活動も行なわれている。また、安全性における人的要素、基本的安全性の標準や利用者が使いやすいシステムについても研究が行なわれている。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。

■表6：信頼性のある情報インフラストラクチャについての活動計画

活動	実現時期	概要
サイバーの安全性の研究会	2003年央まで	閣僚理事会および議会在採択する法的位置付けに基づき、加盟各国および民間部門の支援により、欧州のコンピュータへの攻撃に対する警告システムの開発などの安全性の問題に関して中心的な役割を果たす、サーバー安全性研究会を開始する。
安全性についての文化	2005年末まで	民間部門は、欧州委員会の支援により、情報や通信に関連する製品やサービスのデザインや導入に当たり、すべての利用者が安全性に関するリスクを認知するような「安全性についての文化」を達成しなければならない。
公共サービス間における信頼性のある通信	2003年末まで	欧州委員会と加盟各国は、政府の機密情報を交換するために信頼性のある通信環境を設定する可能性を検討する。

3. 1. 4 ブロードバンド

世界各国の政府は、ブロードバンドアクセスは自国の経済発展の中心的存在であるとの認識を一層深めている。「2005年までに共同体全体においてブロードバンドネットワークが広範囲で利用可能となり実際に使用されること」という優先課題に、本行動計画は呼応するものである。

ブロードバンドに対する投資は、主として民間部門により賄われる。競争は、投資を促進し、開発と低廉な料金をもたらすことが期待されている。従って公共政策は、競争が効果的でないか、または、EUの統合の観点からサービス提供地域の地理的な範囲のような政治的な目標が確保される必要のある場合についての問題に焦点を当てなければならない。インフラストラクチャに対する効果的な（新規参入者および既存事業者による）投資を助成し、開発を促進することが、規制機関の明示的な目的である。このことは、リスクを負うことに関連で、投資家はその投資に見合う適切な報酬を得ることを考慮しなければならないこと、および投資家に対して規制に関する不確実性を可能な限り減らさなくてはならないことを示している。

ブロードバンド戦略は、市や国の計画、研究政策、税制および規制といった多くの異なる政策の影響を受ける複雑な課題であり、それはまた、世界的に、欧州で、国で、地方で、および地域で、あるいは公的分野とともに民間分野において、あらゆる段階で実施されなければならない。欧州委員会は、政策の選択肢やブロードバンドの展開に対して現在障害となっていることについての分析を、特にデジタルテレビや3Gのような公開された基盤による新サービスへの広範囲なアクセスという観点から、深化させることとされている。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。





■表7：ブロードバンドについての活動計画

活動	実現時期	概要
周波数政策	不特定	欧州委員会は、W-LANのような無線ブロードバンドサービスによる周波数の利用可能性および効果的な周波数の使用を保証し、同サービスの導入に関して加盟各国と協力することについて、新しい規制の枠組みを利用することとする。
立地のよくない地域におけるブロードバンドアクセス	不特定	加盟各国は、欧州委員会と協力して、特に外縁地域のような立地のよくない地域におけるブロードバンドアクセスの展開を支援しなければならない。また場合により組織的な基金や財政的な報償を検討する。
ブロードバンド展開に対する障害の除去	不特定	加盟各国は、法制度上の障害の除去等により、ブロードバンドの展開に当たり投資を促進させるため、回線、支柱、管路等の使用が容易になるように努めなければならない。
多様な基盤によるコンテンツ	不特定	加盟各国および民間部門は、双方向デジタルテレビや3Gのような異なる技術的な基盤によりそのコンテンツを提供することに努めなければならない。欧州委員会は、デジタルテレビの双方向サービスの規制上の障害を特定することとする。
デジタルへの転換	2003年末まで	加盟各国は、デジタルテレビへの移行を促進させ、周波数の有効利用を図るため、2003年末までに、移行のスケジュール、市場条件の評価、およびアナログ地上波テレビ放送の終了予定時期等を含む計画を公表しなければならない。

3. 2 適切な活動の開発、分析および普及

活動計画2005のすべての領域において、商業的および公共的なアプリケーションが開発され、支援プログラムが運用され、実験アプリケーションが試行される。これらの活動は、知識と専門技術の豊富な資源となる。本活動計画は、これらの経験の上に成り立つ。それは、適切な活動を特定し活用するばかりでなく、それらをさらに進めて、eEurope戦略の目標達成のための手段を紹介する場として機能する。従って、適切な活動は政策的な活動の補完となる。適切な活動は、次の3段階により広められる。

1. 欧州委員会は、加盟各国、加盟候補国、および民間部門と協力して、世界中の適切な活動例を特定し選別する。
2. 関連する事例は、範囲が拡張され（単一の基盤から多様な基盤へ、または利用者が追加され）、または追加的な開発により補強される（機能性の拡大、または多言語による相互運用）。これらの事例は、詳細に分析され、eサービスのための試行され実験されたアプリケーションに対する実証され文書化された手法となる。これらは、特定の利用者向けに分割されたり特化されたりするほか、オープンソース形式による手法やソフトウェアの構成要素となる。このように、成功の要因と失敗の教訓が厳しく評価され、適切な活動が欧州全体、特に立地のよくない地域に伝わり普及することとなる。



3. 適切な事例については、欧州委員会が欧州理事会と協力し、EU全体および加盟候補国を対象として、次のような方法により促進キャンペーンを実施する。
- － 政策担当者を対象に会議を開催するほか、特定の個別なテーマに対して作業部会を組織する、
 - － 既存の産業界、大学、研究機関、および利用者のネットワークを通じて普及させ、地域的な開発戦略に貢献させる、
 - － ウェブサイトに掲載し、コメント等を求める。

3. 3 標準値

eEuropeの標準値（ベンチマーク）は、次の3段階の手順により実施される。

1. 指標の定義

行動計画2002においては、23の指標が使われた。標準値の目的は政策の展開にあり、そのため、指標には政策的な裏付けが必要とされる。行動計画2005の指標は、その政策目標の修正を反映させるため従来の指標を改定して設定する必要がある。

2. 測定と分析

インターネット関連の統計は、すぐに古くなり、政策の妥当性を維持するためには、指標の測定値がすぐに利用できなければならない。データを収集する速さとデータの品質には両立し得ないところがあるが、本行動計画において指標の測定には、各国の統計機関等の公式統計を一層多く利用ことが求められる。加盟各国において定期的に比較可能なデータを収集することを可能とするために、欧州委員会は2002年末までに法的な基礎を提案することとされた。

指標の値の根底にある要因を分析することは、政策の展開のためにデータを利用することの重要な要素である。行動計画2002における第一次分析の結果は、欧州委員会のレポートで公表され、その後定期的にウェブ上で更新されている。欧州委員会および加盟各国は、特に開発が遅れている地域に関して、地域的な標準値の向上を助成することとされた。

3. 政策の展開

標準値は、その背景にある政策に関する適切な行動を交換することにより一層有効に利用することが可能となる。そのため欧州委員会は、加盟各国やその他の国の地域政策を含め、政策に関する適切な行動を特定するために標準値を分析することとされた。本活動計画において提案された活動は次のとおりである。

■表8：標準値についての活動計画

活動	実現時期	概要
指標の見直し	2002年末まで	欧州委員会の提案に基づき、閣僚理事会は指標の内訳表および標準値計測の手法を採択する。
行動計画2002の標準値の評価	2003年初まで	欧州委員会は、行動計画2002の第一次標準値レポートに基づき、行動計画2005の進捗を評価するための分析上の基礎となる、行動計画2002の評価を公表する。
標準値の実施	不特定	欧州委員会は、本行動計画の中間報告を公表し、その後定期的にウェブ上で標準値のデータを定期的に更新する。



3. 4 調和のとれたe政策の推進

最近の数年間にeエコノミーに直接関係するもの、あるいは既存の政策に電子的な次元を取り込んだものまで、多くのe政策が着手されてきた。それらは、欧州レベルのものばかりでなく国レベルのものも含むが、それらの多様な政策の間はうまく連絡がとれていたとは必ずしも言えない状況であった。様々な政策担当者間で全体像を共有し情報を交換することは、e政策の効果を高めることにつながる。そのため、欧州委員会のもとにeEurope推進グループを設置し、本行動計画の実行を促すように計画の進捗状況を観察する。そのほか、同グループは、各行動計画の状況を交換するフォーラムを開催するほか、民間部門の参加や加盟候補国の早い段階での関与を可能とするよう努めることとされた。

4. 行動計画2005の今後の進め方

本行動計画は、加盟各国に対しては遠大な公約についての提案であり、民間部門に対しては欧州委員会や加盟各国と共にeEuropeの目標を実現させるための協働の呼びかけであり、欧州委員会に対してはその主導力を設定する意味を持っている。本行動計画は全体として、情報社会問題に関する調和のとれた欧州の政策手段を整備することにある。本行動計画が成功すれば、欧州における成長と生産性、ならびに雇用と結合に対して重大な効果を持つことになる。

行動計画2002から得た教訓の一つに、行動計画の継続期間中は活動の見直しを行うことが容易になるということである。この点は、行動計画2005の継続期間内に数か国がEUに新たに加盟すると見込まれる状況では、特に重要である。そのため、本計画の中間見直しを、2004年の春に行う予定である。

本行動計画は、2002年6月にセブリアで開催された欧州理事会で採択された。引き続き閣僚理事会および議会で本行動計画に伴う法的措置および予算が採択されると、本格的に実施に移されることになる。

COMMENT

eEurope 2005行動計画は、2005年までに共同体全体においてブロードバンドネットワークが広範囲で利用可能となり実際に使用されること、に主眼をおいている。そして、同行動計画のサマリーに「必ずしもすべての人がパソコンを持ちたがるわけではない」とあるように、本計画は、パソコンを利用した固定網によるブロードバンドばかりでなく、デジタルテレビや3GなどCATV網や移動体通信網のような多様な基盤により提供されるブロードバンド社会の実現を目指している。このことはまた、米国による一国支配の観を呈しているパソコンと固定網によるインターネットの現状から、欧州が先行しているデジタルテレビや3Gにブロードバンドの領域を拡大し、欧州がブロードバンドにおいて世界的な主導権を持ちたいという願いにつながっている。

また、インフラストラクチャは、新しいサービスやアプリケーションが出現する場合に進化し向上するものであり、その逆も言える、との考えから、本活動計画は





インフラストラクチャとアプリケーションの好循環を重視している。

このようなインフラストラクチャやアプリケーションの双方におけるブロードバンドに対する投資は、主として民間部門により賄われる。その場合、競争は、投資を促進し、開発と低廉な料金をもたらすとの前提から、公的部門の役割は、競争が効果的でないか、または、EUの統合の観点からサービス提供地域の地理的な範囲のような政治的な目標が確保される必要のある場合についての問題に焦点を当てなければならない、と規定している。

本活動計画により、民間部門によるブロードバンドに対する積極的な投資が促進され、効率的な競争下で多様な基盤によるブロードバンド市場が発展し、欧州全体に成長と生産性、ならびに雇用と結合がもたらされることが期待されている。

(木庭 治夫)

<出典・参考文献>

- 「eEurope 2005: An information society for all」 (COM (2002) 263、2002.5.28)
(http://europa.eu.int/information_society/eeurope/news_library/documents/eeurope2005/eeurope2005_en.pdf)
- 「eEurope 2002 Action Plan」 (9097/00、2000.6.14)
(http://europa.eu.int/information_society/eeurope/action_plan/pdf/actionplan_en.pdf)
- 「eEurope」 (COM (1999) 687、1999.12.8)
(http://europa.eu.int/information_society/eeurope/news_library/pdf_files/initiative_en.pdf) 他





英国

OFTEL、新通信法に照らした事業認可制度の全面改正に着手

EU新指令に基づく通信法の改正と並行して、通信規制機関OFTELが事業認可制度の改革に着手。従来の免許方式にかわる一般認証 (general authorisation) ルールの導入を具体化。英国はEU指令の国内法制化作業で一步先行。

域内通信市場の規制緩和と更なる競争の促進を狙いとした欧州連合 (EU) の新指令群^(注5)が本年4月に発効した。これに伴いEU加盟国は、2003年7月25日までに同指令群の内容を各国国内法に取り込むこととなる。

英国は既に、他国の先陣を切るかたちでこの国内法制化作業をスタートさせており、5月初旬には、政府が今後の規制体系の根拠法となる新たな通信法の草案 (Draft Communications Bill) を発表した^(注6)。

またこの作業と並行して、通信規制機関OFTELからは、事業認可制度の改革案が提示され、EU指令に基づく新制度の導入作業がより具体化し始めた。

【OFTEL改革案の概要】

OFTELは5月22日、免許交付を基本とする現在の事業認可制度にかえて、一般認証 (general authorisation) の考え方に基づく新たな制度を導入することを柱とした改革案^(注7)を発表した。関係者からの意見聴取は本年9月13日まで実施される。

1984年電気通信法 (Telecommunications Act 1984) を根拠とする現行制度の下では、事業者は電気通信システムの運営にあたり、政府から事前に免許 (Licence) を取得することが求められるが、新制度では、EU新指令のうちの認証指令 [Authorisation Directive] が要請する一般認証の考え方が全面的に導入され、この免許取得手続きは原則的に廃止される。一般認証のルールが導入された場合、事業者は通常、現在の免許条件の役割を担う「一般要件 (general condition)」の自然適用を受けるのみで、電子通信ネットワークまたは電子通信サービスの提供資格を得ることになる。このため、事業者にとっては今よりも迅速に事業参入できる環境が整う。

OFTELが今般提案した「一般要件」は以下の項目で構成される。

(注5)

本年4月24日に発効した新指令は以下の4つ。この他にも現在、データ保護指令、通信サービス市場の競争に関する指令、無線周波数の規制枠組みに関する決定が正式採択に向けて継続審議されている。

■アクセス指令 [Access Directive] (Directive 2002/19/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on access to, and interconnection of, electronic communications networks and associated facilities)

■認証指令 [Authorisation Directive] (Directive 2002/20/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on the authorisation of electronic communications networks and services)

■枠組指令 [Framework Directive] (Directive 2002/21/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on a common regulatory framework for electronic communications networks and services)

■ユニバーサル・サービス指令 [Universal Service Directive] (Directive 2002/22/EC of the European Parliament and of the Council of 7 March 2002 on universal service and users' rights relating to electronic communications networks and services)

(注6)

通信分野の主管庁である貿易産業省と放送分野の主管庁である文化・メディア・スポーツ省による共同文書として発表された。新通信法では、従来の電気通信 (Telecommunication) にかわり、放送の概念を含んだ電子通信 (Electronic Communication) の用語が用いられ、通信と放送における法規制の一元化が図られている (本誌2002年6月号参照)。

(注7)

The general conditions of entitlement : A consultation issued by the Director General of Telecommunications on the draft general conditions of entitlement to provide electronic communications networks and electronic communications services



KDDI RESEARCH

要件 1	アクセスと相互接続に関する一般的な義務
要件 2	技術規格の統一と接続インターフェイスの指定
要件 3	ネットワークの適切且つ効果的な運用
要件 4	緊急通話番号
要件 5	災害時の利用
要件 6	公衆電話
要件 7	特定放送チャンネルの配信に係る義務（‘Must-carry’ obligations）
要件 8	オペレーター補助、電話帳及び番号案内機能
要件 9	サービス利用契約の提示に関する要件
要件 10	情報の透明化と公表に関する要件
要件 11	サービス品質
要件 12	集計と請求
要件 13	利用明細
要件 14	料金の未払い
要件 15	消費者問題に係る行動規範と紛争処理手続き
要件 16	プレミアム・レート・サービス
要件 17	自動発信装置
要件 18	身体障害者のための特別措置
要件 19	追加機能の提供
要件 20	電話番号の割当及び利用
要件 21	番号ポータビリティ
要件 22	電話加入者情報の提供
要件 23	非地理的番号

上記の要件は、概ねEU認証指令の要請に基づいて設定されたものであるが、他の指令の要請内容も一部に含まれている。なお、EU認証指令の付属書（Annex）には、一般要件として設定することの許される規制項目の全リストが記載されている。このうちOFTELは、一般認証に係る要件（付属書A部）ならびに番号使用权に係る要件（付属書C部）の設定を担当した。残る無線周波数使用权（付属書B部）については、これを管轄する無線通信庁（Radiocommunications Agency）から別途規制方針が示される予定である^{（注8）}。

新制度導入における主な要点は次の通り。

- 2003年7月25日を以って1984年電気通信法に基づく現行の事業認可制度を廃止する。これに伴い、現在交付されている免許は全て無効となる。事業者は免許などの政府による明示的な決定を求める必要は今後無くなる。
- 1984年電気通信法にかわる新通信法を根拠法として、一般認証のルールに基づく新たな制度へ移行する。電子通信ネットワークまたは電子通信サービスを提供する全ての事業者^{（注9）}には、その事業活動に対し、免許条件にかわる一般要件（general condition）が一律に課される（事業活動の内容によっては、その事業者に

（注8）

EU認証指令は、無線周波数の利用に関しても、電波干渉などの問題が無い場合に限り一般認証ルールの導入を薦めているが、個別免許の発行も容認している。ただし免許を発行する場合でも、その免許条件は同指令付属書B部の要件リストに従うこととされている。

（注9）

サービスの提供に用いられる通信手段（固定、移動体及びケーブル等）は区別しない。





(注10)

3月7日に発せられたEUの電気通信に関する決定と指令は次の5件である。

・欧州共同体における無線スペクトラムに対する規制上の枠組みに関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会の決定No.676/2002/EC(無線スペクトラム決定)

・電子通信ネットワーク及び関連施設へのアクセス及びこれらの相互接続に関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会の指令2002/19/EC(アクセス指令)

・電子通信ネットワーク及び電子通信サービスの許認可に関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会の指令2002/20/EC(許認可指令)

・電子通信ネットワーク及び電子通信サービスのための共通の規制枠組みに関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会の指令2002/21/EC(枠組み指令)

・電子通信ネットワーク及び電子通信サービスに関するユニバーサル・サービス及び利用者の権利に関する2002年3月7日の欧州議会及び理事会の指令2002/22/EC(ユニバーサル・サービス指令)

(注11)

5月7日に発表された文書は国会に提出する正式の法案の作成前に公衆の意見を聞くために公表されたもので、通信法案草案(Draft Communications Bill)と表示されているが、便宜上「通信法案」と呼ぶ。その内容については、本誌6月号18ページ以下を参照されたい。



KDDI RESEARCH

適用されない要件も含まれる)。この結果、PTO(公衆電気通信事業者、Public Telecommunications Operator)免許やTSL(電気通信サービス、Telecommunications Services Licence)免許といった従来のカテゴリーは消滅する。

■ 但し、消費者保護の観点から、SMP事業者(市場支配力を有する事業者)やユニバーサル・サービス提供者など特定の事業者に対してのみ、別途定める個別要件(specific condition)を追加的に適用することができる(この個別要件の中身については、今後一般要件とは別に協議する)。

なお、上記の新制度策定作業を含め、通信分野におけるOFTELの規制監督機能は全て、新通信法の成立・発効と同時に、新設されるOFCOM(Office of Communications、通信庁)に全面移管されることになっている。

(原 剛)

<出典・参考文献>

OFTELホームページ (<http://www.oftel.gov.uk/>)

英国

英国通信庁法の概要

ヨーロッパではEUの新しい通信関係指令の発効によって新しい通信制度が確立されようとしている。英国においてもそのために「2002年通信法」の制定に向けて、その草案が発表されている。一方、すでに制定された2002年通信庁法は、同法と密接な関連をもつ法律で、同法の先駆けとなり、既存の制度と新通信法との橋渡しを務めるものということができる。通信庁法は本文が7か条という短い法律であるが、OFCOMの組織と機能に関して、本文より長い別表が設けられている。

1. はじめに

ヨーロッパではEUの新しい通信関係指令^(注10)が2002年3月7日に発出されたことによって新しい通信制度が確立されようとしており、EU加盟国はこれらの指令がEU官報に掲載された日である2002年4月24日から15か月後である2003年7月24日までこれらの指令の内容を自国の法制に取り入れること(transposition)が義務付けられている。英国においてもそのために「2002年通信法」の制定に向けて、その草案^(注11)



が5月7日に発表されている。

2002年通信庁法と2002年通信法は題名が一字違うだけで、紛らわしい点があるが、通信庁法は、通信法（案）と事実上一体をなすというか、同法の予告編的存在というか、2002年通信法の一つの重要部分である通信庁（OFCOM）の設置に関してあらかじめ定めておくものとして、重要な意味をもつものである。同法は比較的小さい法律であるが、別表としてOFCOMの組織と機能に関して、本文より長い詳細な規定が設けられている。

以下同法の概要について簡単に説明する。

2. 2002年通信庁法の成立

2002年通信庁法（Office of Communications Act 2002^(注12,13)）は、2002年3月11日に女王の裁可を得て2002年チャプター11^(注14)として成立したが、効力はまだ発生していない^(注15)。

同法の構成は次のとおりである。

2002年通信庁法 〈2002年チャプター11〉	
第1条	通信庁
第2条	OFCOMの当初の機能
第3条	OFCOMの管理
第4条	既存の規制機関の機能
第5条	提案事項の放棄等に基づくOFCOMの終結
第6条	解釈
第7条	題名、効力発生、適用範囲
別表	OFCOMに関する追加規定

3. OFCOM法の概要

以下、OFCOM法について条別に簡単に規定概要を紹介する。

(1) 第1条 通信庁

第1条はOFCOMに関する基本的な規定である。規定事項は次のとおりである。

- ・ OFCOMの設置（第1項）

(注12)

2002年通信庁法の題名は、「Office of Communications Act」とされており、このような英語の用法は特殊なものであるが、法令名や団体名などで結構用いられている。

(注13)

英語国の法律の表示形態も国によって差異がある。英国では法律の題名の最後に表示される年次は数字だけであるが、米国では of をつけて表示される。また、英国では法律の題名には the をつけないが、米国では the をつける。

(注14)

英国の法律は、一年間の全部の法律を一つの法典のように解釈し、各法律をその章のように考え、一年更新でチャプター番号を付することになっており、2002年通信庁法は、「2002年チャプター11」と表示され、そのように引用される。

(注15)

英国の法律は両院で可決され、女王によって裁可されることによって成立するが、その効力はその法律に規定するところにより、特定の期日又は政令（SI）などで指定する日に生じる。この手続きはわが国の法律の施行日の決め方と同じである。



KDDI RESEARCH



●英国

- ・ OFCOMの委員 (member) の定員 (3名から6名の範囲) の大臣による決定 (第2項)
- ・ OFCOMの委員の構成 (第3項)
 - 委員長 (Chairman) (大臣が任命する。)
 - その他の委員 (大臣が決定する人数により大臣が任命する。)
 - 常務委員
- ・ 常務委員の構成 (第4項)
 - 常務委員長
 - その他の常務委員 (必要な場合にOFCOMの職員の中から委員に任命される者)
- ・ 職員から常務委員への任命の要否の決定及び常務委員の任命 (第5項)
- ・ 大臣による常務委員の員数の上下限の決定権及び常務委員の数の制限義務 (第6項)
- ・ 大臣による委員の定数の変更権 (第7項)
- ・ 議会の決議による第7項の決定の無効化 (第8項)
- ・ OFCOMの権限の制限 (第9項)
- ・ 別表の効力 (第10項)

(2) 第2条 OFCOMの当初の機能

第2条では発足当初のOFCOMの機能が明示されている。その概要は次のとおりである。

- ・ OFCOMの機能は、通信の規制に関して適切な提案の実施を推進し、又はその変更を確保するために自らが適当と考える事項を行うことである (第1項)。
- ・ 第1項に基づくOFCOMの機能を次の方法で遂行することがその義務である (第2項)。
 - 委員相互間の提案及び既存の規制機関と大臣との間の提案の実施に関して効果的な協力を確保すると自らが考える方法
 - この法律以外によって既存の規制機関に与えられていた機能の当該機関による効果的な遂行又は無線通信に関する大臣の機能の効果的な遂行を妨げない方法
- ・ 本法において通信の規制に関する該当の提案についての言及は、次の提案についての言及とする (第3項)。
 - 電気通信、無線通信、放送、ラジオ・テレビジョン・サービス又は通信産業に関係するその他の諸活動に関する機能のOFCOMへの付与についての大臣の提案
 - 上記に該当する提案に関連して大臣が行うその他の提案で、これらの提案の主題事項、これらの提案に付随し若しくはそれを補足する事項又は波及的な若しくは遷移的な事項に関するもの
- ・ OFCOMは、その機能を遂行するために、その機能の遂行に付随し又は貢献すると自らが考える事項を行う権限を有する (第4項)。
- ・ 本条のいかなる規定も、国会によって承認されていない提案に関して、次のように措置するものではない (第5項)



KDDI RESEARCH



- 提案の実施に関してその他の点において必要とされる国会の承認を免除すること。
- かかる承認が付与される前に、提案の作成又は提案の承認後の実施に向けての準備措置以外の活動にOFCOMが従事するのを許可すること。
- ・ OFCOMは、本条に基づくその機能の遂行のために又はそれに関連して、大臣以外のいかなる者からも資金を借り入れる権限を有しない（第6項）。

(3) 第3条 OFCOMの管理

OFCOMは、その事務の管理に際して、次の事項を顧慮する。

- ・ 公共機関の事務の管理に関してOFCOMが適切と考える一般指針
- ・ 良好なコーポレート・ガバナンスについて一般に受け入れられている原則

(4) 第4条 既存規制機関の機能

既存規制機関の機能の範囲、移行方法、既存規制機関の権限と義務等に関する規定であるが、手続的、補充的性格の規定であるので、規定内容については省略する。

(5) 第5条 提案事項の放棄等に基づくOFCOMの終結

OFCOMの活動停止の条件に関する規定であるが、適用の可能性がほとんどない規定であるので、規定内容については省略する。

(6) 第6条 解釈

本法における用語（「既存規制機関」など四つの語辞）の定義並びに大臣及び既存規制機関の機能及び1949年無線電信法など五つの法律の引用の場合の引用範囲について規定している。

(7) 第7条 題名、効力発生、適用範囲

- ・ 本法は、「2002年通信庁法」として引用することができる。
- ・ 第1条、第2条、第3条及び別表は、大臣が法令文書（Statutory Instrument：SI）による命令によって指定する日に効力を発し、他の条については本項に基づいて異なる日を指定することができる。
- ・ 本法は、北部アイルランドに拡張適用する。
- ・ 女王は本法に必要な修正を加えた上で、勅令によって本法をチャンネル諸島又はマン島に拡張適用することができる。

(8) 別表 OFCOMに関する追加規定

OFCOMに関する本文の規定は手続的、形式的なものが多いが、別表の規定は設置法らしい実質的な規定が多い。しかし、通信法案第1部の規定は「OFCOMの機能」ということで、まさに独立規制機関の役割に関する重要規定が目白押しである。これに対して、別表の規定は組織規定が中心となっているが、組織と機能は本来一体のものであり、本法の別表と関連する事項も多い。スペースの関係もあり、別表の内容を条別に紹介することはできないが、各条の見出しを掲げて内容を推定していただくこととする。





別 表
＜OFCOMに関する追加規定＞

第1条	常勤委員の資格
第2条	委員の任期
第3条	非常勤委員の報酬及び年金
第4条	委員長代理
第5条	OFCOMの常務委員長その他の職員
第6条	OFCOMの常務委員の任命条件
第7条	OFCOMのその他の職員
第8条	OFCOMの財務
第9条	OFCOMへの下賜金
第10条	OFCOMへの前払い
第11条	会計及び監査
第12条	年次報告
第13条	OFCOMの公印の認証
第14条	OFCOMの委員会及び諮問委員会
第15条	OFCOMの審理手続き及び委員会等
第16条	(同上)
第17条	特定の事項に関連する失格
第18条	機能の委任
第19条	手続きの有効性
第20条	OFCOMの委員は既存の規制機関の委員の失格の規定に服さない
第21条	下院及び北部アイルランド議会に対する失格
第22条	情報の自由
第23条	公共の記録
第24条	解釈

COMMENT

2002年通信庁法は、2002年通信法と一体のものとしてみる必要がある。Ofcomが1984年電気通信法によって設置され、独立の設置法をもっていないのに、Ofcomの場合は独立の設置法が制定されたのか、その事情は必ずしも明らかでないが、新通信法は膨大な法典であり、その作成と審議にはかなりの日数が必要と解されるので、比較的簡易なOfcom法を制定し、その設置の根拠を確立しておこうということであろう。

英国で従来の五つの通信規制機関が統合され、米国のFCCに匹敵する規制機関が生じるが、貿易産業大臣が委員の任免権など一部の権限が留保される点では、米国ほどは独立性が強くない。いずれにしても、通信/放送/情報処理の融合時代にふさわしい統一規制機関が成立することになり、総務省による通信規制が行われているわが国に対する米英やEUの圧力が強まることも考えられる。

(清家 秀哉)





<出典・参考文献>

HMSO、Office of Communications Act
(<http://www.legislation.hms.gov.uk/acts/acts2002/20020011-a.htm>)

台湾

台湾 通信外資規制を緩和

台湾の電気通信法が改正され、一種事業者への外資規制が一部緩和されることとなった。これにより外資の台湾進出を活発化するのがねらい。

電気通信法の部分修正法案が6月7日、台湾の国会審議を通過し成立した。

今回の修正で最も注目されるのは第一類電信事業者^(注16)に対する外資の直接投資が現行の最大20%から49%にまで緩和されることである。また従来、取締役の半数以上は中華民国国籍を有する者でなければならないという規定があったのが廃止される。

ただし直接と間接を合わせた出資率は現行の60%のままである。

なお中華電信への外資規制については別途定めることとされており、現行の20%の規制に変更はない。

その他にも第一類電信事業者の役員、5%以上の株式を有する大口株主、外国人株主に変動があった場合の届出義務が定められていたのが、実行上無理があるとして削除された。

(注16)

台湾の電気通信事業者の区分。第一類電信事業は伝送路、交換機等のネットワーク設備を所有して電気通信サービスを提供する事業を指し、それ以外の電気通信事業は第二類に分類される。日本の第一種、第二種の定義とほぼ同じ。

■第一類電信事業の外資規制に係る第12条 修正条文

修正後	修正前
(2) 第一類電信事業者の董事長は中華民国国籍を有していなければならない。第一類事業者の外国人による直接の持株数は総株式数の百分の四十九を超えてはならない。外国人の直接及び間接の持株数は総株式数の百分の六十を超えてはならない。	(3) 第一類電信事業者の董事長及び取締役、監査役の半数以上は中華民国国籍を有していなければならない。第一類電信事業者の外国人による直接の持株数は総株式数の百分の二十を超えてはならない。外国人の直接及び間接の持株数は総株式数の百分の六十を超えてはならない。
(削除)	(9) 第一類電信事業の取締役、監査役に変更があった場合、または外国人株主及び株式の5%以上を有する株主とその持株数に変更があった場合は、変更の日から30日以内に電信総局に届け出る。



KDDI RESEARCH



●台湾

■台湾通信市場への主な外資進出状況

* () 内は出資率

		事業者	外国人株主
第一類	固定電話	台湾固網 Taiwan Fixednet	Verizon <米> (N/A)
		新世紀資通 New Century InfoComm	SingTel <星> (24.3%)
	携帯電話	台湾セルラー Taiwan Cellular	Verizon <米> (9.8%) *
		遠伝電信 FarEasTone	AT&T Wireless <米> (22.7%)
		和信電訊 KG Telecom	NTTドコモ (21.4%)
		東信電訊 Mobitai	日本テレコム、住友商事 (N/A)
第二類	台湾電訊 TTN	PCCW <香港> (56.6%)	

*6月26日、Verizonは保有していた台湾セルラー株の一部を別の株主の富邦グループに売却した。(「工商時報」2002. 6. 28)

その他の主な修正事項

外資規制以外にも以下の項目が修正・追加されている。

①相互接続

通信事業者間の網相互接続に関する規定(第16条)に以下の条項が追加された。

- ・第一類事業者は正当な理由無しに第二類事業者からの相互接続要求を拒絶できない。(第16条7項)
- ・市場支配的な第一類電気通信事業者がその他の電気通信事業者との間で結んだ相互接続協定の内容の一部または全部を電信総局が公開してもよい。(同条第10項)
- ・第一類事業者間で一方から相互接続協定の修正・更新の要求が出された日から3ヶ月以内に協議が達成できない場合、電信総局に対し裁定を求めることができる。(同条第4項)

②番号計画

電話番号、コード番号等の電気通信番号の管理に係る条文を新たに追加した。(第20条之1)

- ・電気通信番号の管理・計画の主管は電信総局であり、電信総局または電信総局が委託する機関の許可無く使用または変更はできない。(同条1、2項)
- ・電信総局は電気通信番号の有効利用を維持するために番号使用料を徴収してもよい。(同条3項)
- ・第一類電気事業者は番号ポータビリティ^(注17)サービスを提供すること。(同条4項)
- ・インターネットアドレス及びドメイン名の登録管理業務に従事する者の監督は電信総局の管轄とする。(同条7項) またそのような業務に従事する者は非営利法人組織でなければならないこととする。(同条8項)

③線路の敷設

電気通信事業者の通信網建設を支援するため、土地の使用に関する規定をより詳細に定めた。(第32条)

(注17)

サービスを提供している第一類電気通信事業者を変更しても元の電話番号をそのまま使い続けられるようにするサービスを指す。対象となるサービス、提供方法、実施時期等については電信総局が別途定める。台湾では今年5月から市内電話サービスで番号ポータビリティが始まった。また携帯電話についても次世代携帯電話サービスの開始時期に合わせて導入するよう検討が進められている。



KDDI RESEARCH

 COMMENT

今回直接投資の枠は広がったものの直／間を合わせた出資上限には変わりがなく、米国やEU等はまだまだ不十分として引き続き外資規制の完全撤廃を求めている。

台湾政府はこの規制緩和により台湾通信市場への外資誘致が拡大できるだろうと述べている。実際にどれだけの効果があるかは疑問だが、特に多額の投資を必要とする次世代携帯電話事業への外資参加が促進されることが期待されている。

なお、中華電信は2000年8月と2001年6月の2度にわたり実施した国有株の国内放出がいずれも不調に終わり、海外放出の計画も滞っていることから、他の第一類事業者と同等に外資規制が緩和されることを希望していたが、今回は見送りになった。

また第一類通信事業については発行される免許の種類（表2参照）、数、発行スケジュール等をその都度行政院（内閣）が公告してきたが、電信総局は今後、固定の第一類免許については毎年3月と9月の年2回定期的に免許申請を受け付ける方法を検討中である。しかし今年の9月には間に合わず、次期の免許発給は早くても来年3月になる見通しである。

（近藤 麻美）

<出典・参考文献>

「電信法部分条文修正案」台湾交通部電信総局 (<http://www.dgt.gov.tw>)
工商時報（2002.6.28, 6.8）、経済日報（2002.6.24）他

■台湾・主な第一類電信事業免許の種類

	種 別	開放時期	事業者数 (2002年6月現在)
移動体	携帯電話	96年12月	全国事業者4社、地域事業者2社
	デジタル低出力無線電話（PAS）	99年6月	全国事業者2社（うち1社未開業）
	次世代携帯電話	01年12月	全国事業者5社（未開業）
固定通信	固定総合ネットワーク	99年12月	4社（中華電信含む）
	国内専用線	99年6月	全16社免許取得済
	国際海底ケーブル	00年7月	全3社
	市内網	未開放	--
	国内長距離網	未開放	--
	国際網	未開放	--





フィリピン

フィリピン通信業界の最近の動き

フィリピンでは、第3世代携帯電話の免許数決定、サービスエリア・スキーム (SAS) 見直しに向けた検討など、幾つかの動きがある。また、プライマリ・キャリアPLDTの筆頭株主であるインドネシア系香港資本のFirst Pacificが、PLDTの経営主導権を民族資本のGokongweiに移行しうる可能性も出ている。最近のフィリピンの事情を概観する。

1. キャリアの動向

プライマリ・キャリアのPLDTと業界第二位の地歩を固めたGlobeには相対的に勢いが感じられ、負債を抱えつつも有望事業を拡充する路線を維持している。他方、負債による重たい足取りからなかなか抜け出せない事業者もある。その原因は、借入金の助けをかりた設備拡充、予期せぬ1997-98年のアジア通貨経済危機、固定電話での需要の伸び悩み、モバイル進出の出遅れ等である。

(1) 主要キャリアの動向

(a) PLDTグループ

PLDTグループはアジア通貨経済危機の前に大型設備投資 (固定、携帯) を行った結果、ベースで膨らんだローンを引きずっている。フィリピンはタイやインドネシアほどの事態にはならなかったものの、通貨経済危機に伴うマクロ経済悪化もローン返済にマイナスとなった。また、SASシステム (後述) に参加した子会社Piltelの債務リストラやはかばかしくない業績も響いてきた^(注18)。グループ全体で2002年の3月末現在の負債が1,758億ペソ (4,448億円) あり、償還するための現金獲得に追われている面がある^(注19)。

他方、2001年度のグループ売り上げは736億ペソ (1,862億円) で2000年度の17%増となり、同純利益 (34億ペソ (86億円)) は2000年度の約3倍となった。2002年度第1四半期 (1~3月) の勢いも強い (後述の表参照)。大手投資会社のABM Amro、Barclays Capital、ING Barings等はPLDTの株式や社債を「買い」と評価しているが、借金返済に着実性があるならフローにおける基本的力強さで見た場合肯ける面がある。

① 固定網への投資

途上国では固定電話普及率を高めなければならない基本的ドライブがある一方で、セルラー電話が盛り上がり、フィリピンでも固定電話は伸び悩んでいる。SAS^(注20)による影響もあって価格も含めて需給ギャップ (供給過剰) が出ており、全国を敷設エリアとするPLDTにもこの影響が出ている。こうしたなか、割安のPrepaid型の固

(注18)

Piltelは債務返済や資産評価切り下げで、2000年度が純損失52億ペソ (132億円)、2001年度が同217億ペソ (549億円)、2002年度の1~3月期にようやくEBITDAが黒字化したという状況である。

(注19)

現在100%子会社の携帯事業者SmartはPLDTグループの稼ぎ頭であり、2001年度、PLDTはSmartの純利益の40%に相当する配当 (15億ペソ (38億円)) を同社から得ているが、PLDTはマイナーなSmart株 (5-10%) を戦略的な相手もしくは機関投資家に売却し、返済用キャッシュを手当てすることを検討したこともあった。他方、「負債管理プログラム」のもと、2002年第1四半期、ドイツの復興信託公社 (Kreditanstalt fuer Wiederaufbau: KfW) と1.49億US\$ (176億円) の融資契約締結、さらに3.5億US\$ (422億円) の社債発行を終了した。4月には日本の国際協力銀行 (JBIC) による融資 (最大8000万US\$ (96億円)) に向けたPLDT財務調査が終了、5月にはカナダ輸出開発公社 (EDC) から880万US\$ (11億円) の融資を獲得した。格付け会社からは評価の低下を受けているが、実際の資金調達市場における評価はさほど悪くなさそうである。

(注20)

Service Area Scheme (SAS) は、1993年の大統領令109号に基づき1995年に開始されたものであるが、固定電話のユニバーサル・サービスの観点から、セルラー電話、国際電話への参入と引き換えに、新規参入事業者に担当エリアにおける一定量の回線敷設を義務づけたものであった。この義務づけと実際の加入趨勢との乖離が事業者への負担となっている。なお、通信の自由化、民営化で先行しているフィリピンでは、国家独占系のタイ、インドネシアのようにBTO、BOT事業形態ではなく、当初から固定電話増設に純民間事業者を参入させた。

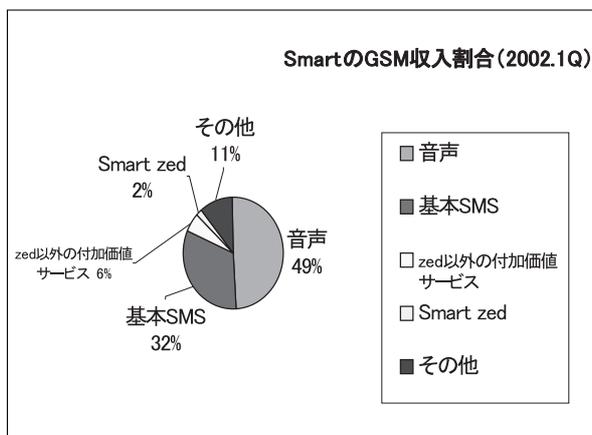


KDDI RESEARCH

定電話が増勢の兆しを見せている^(注21)。

② 携帯電話会社Smart

Smartは加入者数で後述のGlobeに追い上げられてきており、現在では同等1位といったイメージである^(注22)。データ通信はSMS（インターネットではなくモバイル電話網の制御チャネルで行うショートメッセージ交換）が主流で、2002年1-3月期のGSMデータ通信収入の約80%を占めた（下図）。



(図注) zedは、その時、場所で必要とする情報等（例：株価、翻訳サービス、ゲーム）にアクセスできるサービス。主としてSMSによって端末にデリバリーされるが、いくつかの国ではWAPによる。フィンランドの通信会社Soneraの子会社であるSonera zed ltd.に由来する名称。

③ ネット関連子会社ePLDT

ePLDTはネット関連事業や付加価値事業を集中的に担当するPLDTの完全子会社で、傘下に、データセンター（Vitro）、ISP事業（Infocomm Technologies, Inc.）、コールセンター（Contact World, Inc.）、Eビジネス向け電子認証（mySecureSign, Inc.）、B2Bプラットフォーム（BayanTrade Dotcom, Inc.）といった事業を持つ。

フィリピンのブロードバンド市場は加入数レベルがまだ低い、同社傘下のInfocomm Technologiesが先行している。PLDTの電話加入回線を利用、企業向けのPLDT DSLに加え2001年1月には住宅向けのPLDT myDSLを開始、顕在化した住宅ブロードバンド市場の約3分の2を占めている^(注23)。当初、インターネットへの国際帯域が小さく顧客クレームがあったが、現在では解消された。

④ 筆頭株主交替の可能性

筆頭株主のFirst Pacific社もアジア通貨経済危機の前に多額の投資を行い、その後多額の負債をかかえ赤字決算も経験するに到った。このため同社は借金返済のために現金が必要な状況となっているが、所有するPLDT株（24.4%）をそれなりの価格で売却することを考慮したとされる。

こうしたなか、First Pacificは6月5日、フィリピン資本のGokongwei財閥^(注24)と「合併企業を設立し、その会社にFirst PacificのPLDT株24.47%、Metro Pacific（First Pacificのフィリピン・ユニット。不動産開発を主業）のBonifacio Land株50.4%を売却する」覚書きを交わした^(注25)。

頭越しのような形となったPangilinan社長を含むPLDTのマネジメントは、本件に関し反対姿勢を取っている。本件の実現にはPLDT第二株主のNTTコム同意が株主間

(注21)

セルラーのPrepaid型サービスの応用である。加入回線料込みでPrepaid Cardにより一定額を前払いし、その額に達すると使えなくなる（Cardへの金額のreloadは可能）。価格面での需給ギャップを改善し遊休設備の稼働を増やす効果に加え、Postpaidで料金滞納の場合の督促コストをなくす効果もある。Prepaidは加入割合が2001年3月時点では1%だったが、2002年3月では8%となっている。住宅への固定加入者線到達は本格的ブロードバンドへの道程として必須であり、とりえずの普及は望まれるところであろう。

(注22)

2002年3月末現在、SmartはPrepaid型が約500万加入、Postpaid型が約20万加入、合計でおよそ520万加入である。姉妹会社のPiltelは約170万加入である。

(注23)

Alcatelのフィリピン法人は、フィリピンのDSL加入者は現在の約10,000から、2003年末には50,000~100,000になると予測する。現在、フィリピンのインターネット加入数は60万程度とされる。

(注24)

John Gokongwei氏（75歳）の一代で財をなした財閥。通信関係ではDigitel（Digital Telecommunications）を傘下に持つ。First Pacificとの合併会社へは3分の2の66.6%を出資したい考えである。

(注25)

First Pacificの親筋にあたるインドネシアのサリム財閥も、First Pacificの株価低迷を嫌みし、これを打開すべく直接Gokongweiと接触した経緯があるようだとの報道がある。





●フィリピン

合意による要件となっており（=NTTコムは拒否権保有）、Pangilinan社長が来日してNTTコムと会合を持ったが、同社はいまのところ本件に関するコメントを控えている。

(b) Globe

Ayala Corp.（現地資本）系のGlobeは新規参入組では最も成功している。株主筋に財政的に健全なSingapore Telecomがあるのも安定感を与えている。2001年度の売り上げ（Islacomも連結）は354億ペソ（896億円）で前年比76%増、純利益は43億ペソ（109億円）で同187%増となった。フローの決算規模は、徐々にPLDTのそれに比肩しうるものとなりつつある。

2001年度で見ると、売り上げの81%は携帯電話からあがっている。携帯電話加入数は2001年末で460万、2000年末比で79%増と大幅アップ、2002年3月現在、GlobeとSmartはほぼ互角の加入数（約500万）となっている^(注26)。携帯電話以外では、固定電話（エリア内、相接による長距離、国際）、Internet Access、DSL、法人向けデータ通信（専用線、FR、ATM、IP、DSL、VSAT等を活用）といったサービスを提供している。

なお、主要株主で多額の負債を抱える独DTは中期的に東南アジア全体から撤退する見込みと言われている^(注27)。勢いのあるGlobeから撤退する場合、高値で購入してくれる相手ということになるが、既存株主のSingapore Telecomが買い増す可能性はある。

（注26）

GlobeのGerardo Ablaza社長によると、フィリピン（人口約7800万）のモバイル普及率は、現在の10%台から2005年には25%になると予想。ルーラルエリアの普及率は10%以下であり、同氏は今後ここをターゲットと考えている。

（注27）

最近の例では、インドネシアのPT Indosatは6月28日、DT保有のPT Satelindo株25%の買収金額3億2,500万US\$（392億円）をDTに払い込んだと発表している。

■表：PLDTグループとGlobeグループの比較

	PLDT (www.pldt.com.ph)	Globe (www.globe.com.ph)
2001年1-3月期売り上げ<%>	190.8億ペソ（483億円）<5.8%>	108億ペソ（273億円）<59%>
同EBIDTA	107億ペソ（271億円）<56%>	53億ペソ（134億円）<78%>
同純利益<%>	13億ペソ（33億円）<107%>	14億ペソ（35億円）<31%>
総資産（2002.3現在）	3,050億ペソ（7,717億円）	1,225億ペソ（3,099億円）
負債額（同上）	1,758億ペソ（4,448億円）	481億ペソ（1,217億円）
株主資本（同上）	897億ペソ（2,269億円）	457億ペソ（1,156億円）
従業員数（同上）	12,869	3,896
提携外資	香港First Pacific（24.4%）、NTTコム（15%）	SingTel（28%）、独DT（24.8%）
携帯電話加入（2002.3現在）<%>	約700万<67%> (WAP、GPS（位置情報）提供)	500万超<76%> (WAP提供)
ブロードバンド	サービス名：PLDT myDSL（住宅）、PLDT DSL（企業） 加入数：3,500（2001末）	サービス名：GlobeNet DSL 加入数：不詳
主要関連会社（所有率）	Smart（100%）、Piltel（45%）	Islacom（100%）
財務関連数字出典	HP	HP

（表注）<>内は対前年同期伸び率。業績、加入数はグループ連結。



KDDI RESEARCH



(2) 依然負債の重たいキャリア

Globe以外の新興勢力には、Bayantel、Digitel、BellTel（下表参照）などがあるが、SASによる回線敷設義務の影響もあり、PLDTグループの一対抗軸とも目されるBayantelなどはいまだ負債のくびきから解放されていない。

Bayantelは、2002年5月現在、4.77億US\$（575億円）の負債を抱えているが返済ははかばかしくなく、リストラ交渉は2000年初めから継続している。固定電話の獲得がうまく行っていないこと、モバイルに進出していないことが大きい。

Digitelについては単年度黒字化が現れているが、これまでモバイル事業に出ないことから、売上げが伴っていない面を否めない。BellTelはPLDT同様全国規模での免許を持つが、ホームページに財務情報がなく、はかばかしくないことを伺わせる。

■表：3社の概要

	Bayantel (www.byantel.com.ph)	Digitel (www.digitelone.com/company, www.jgsummit.com.ph)	BellTel (www.belltel.ph)
パフォーマンス (2000年1月～12月期)	売上げ：52.8億ペソ (134億円) 純利益：▲327.8万ペソ (829万円)	売上げ：48.2億ペソ (122億円) ^(注1) 純利益：473万ペソ (1,197万円)	不詳
主要サービス ^(注2)	固定電話（担当エリア内、国際）、専用回線、FR、Internet Access、DSL、VPN、IRU販売	固定電話（担当エリア内、国際）、FR（DigitelOne Data Express）、DigitelOne Internet Access	音声通信を含むブロードバンド（iDirect、iCable、iDSL）、専用回線、VSAT、VPN
株主資本 (2000.12現在)	87.0億ペソ（220億円）	89.8億ペソ（227億円）	不詳
総負債（同上）	298.5億ペソ（755億円）	233.8億ペソ（592億円）	不詳
主要民族資本	Lopez、Benpres（計66.5%）	JG Summit（Gokongweiグループ）（47.4%）	不詳（100%民族資本）
外資	米Verizon（19%）	スウェーデンTelia（9.4%）	なし
主要関連会社 (所有率)	Extelcom（47%）、TelicPhil（58%）、SKYInternet（50%）	不詳	不詳
主な出典	HP	Annual Report 2000 (株)NNAのPowerasia 情報	HP

(表注1) Digitelが2002年5月に発表した2001年度（1～12月）決算は、純利益が6,690万ペソ（1億6,928万円）と前期の約14倍に増加、売上げは35%増の65億ペソ（164億円）。((株)NNAのPowerasia情報)
(表注2) Bayantel、Digitelは相互接続により国内長距離電話も提供。

(3) 携帯電話サービスの新規開業動向

現在、携帯電話サービスを提供しているのは5社3グループ（Smart/Piltel、Globe/Isiacom、Extelcom）である。以下の2キャリアは担当Service Areaを地盤に国





●フィリピン

際電話サービスのみに参入していたが、時のサービスであるセルラー電話への参入が悲願となっていた。

(a) Bayantel

Bayantelは携帯電話参入に関して、携帯電話事業者数を飽和状態と見る関連会社Extelcomと最高裁で法廷闘争を行ったが、2002年1月、最高裁はBayantelのProvisional Authority (PA) (注28)を有効と判決した。ただ、法廷闘争を経てBayantelは、自前でサービス提供する路線から関連会社のExtelcom(モバイル既提供)と協力していく線を打ち出している。

(b) Digitel

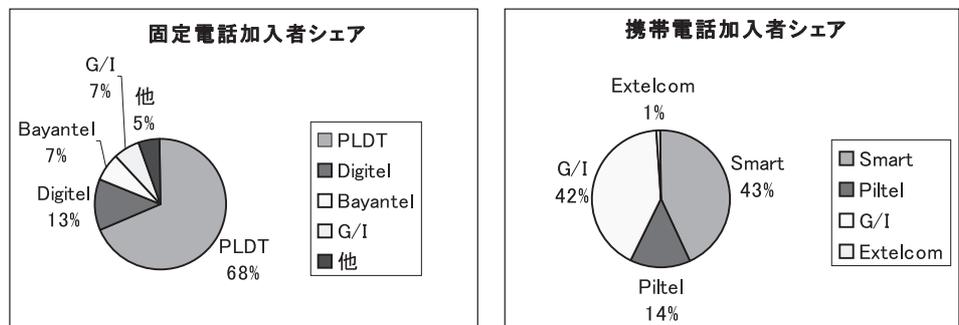
NTCの2002年4月29日付けコメントによると、Digitelは長らく延期されてきた携帯電話サービス(GSM)を2002年7月から開始する見込みである。資金不足からこれまで計2回延期されていた。当初は約680の基地局でスタートし、顧客ベースの拡大に応じて拡充する。

ただ、本件の行方はGokongwei(実質的にはDigitel経営陣)によるPLDTの経営権取得に向けた動向と関係しているため、今後を見定める必要がある。

(注28)

フィリピンでは、NTCから仮免許であるPA(免許期間1年の更新)を得てサービス開始し、最終的な網展開が終わった時点で正式免許であるCertificate of Public Convenience and Necessity(CPCN)(免許期間15年)を得る。

■図：キャリア別シェア(2002.3現在) <参考>



(図注) G/Iは、Globeと100%子会社Islacomを示す。

(出典：PLDTのHP (www.pldt.com.ph))

(注29)

現地記事(Business World, 2002.3.5)の原文は、"NTC will shortlist six qualified telecom companies, bid out the frequencies and choose only three."であるが、文面からすると6社はNTCの判断でリストアップし、3社を比較審査方式で選ぶのではないと思われる。

2. 政策面の動向

(1) 第3世代携帯電話免許をめぐる動向

2002年3月、運輸通信省(DOTC)傘下の規制機関の国家通信委員会(NTC)は第3世代携帯電話の発給免許数を3とすることを決定した。なお、委員長(Eliseo M. Rio, Jr.氏)の推測によると、3Gサービスがフィリピンで離陸するには3~5年かかり、2G、2.5Gが向こう5年間は併存する。NTCは、2005年を過ぎた頃に携帯電話加入数が2200万に達すると見ており、その頃までに3Gが離陸できるか見極め周波数の割当てを行うという。NTCの方針では、6社をリストアップして応札させ、3社を選別する(注29)。また、採用技術方式については事業者任せ。



KDDI RESEARCH



(2) Service Area Scheme (SAS) 見直しの動き

SASは1993年の大統領令 (Executive Order 109) に基づき1995年に導入され、別名、Universal Service Telephone Policyとも言われた。セルラー事業に参入する事業者には担当エリア (SA) で40万固定電話回線の設置を、SA内に国際GWを設置して国際電話に参入する事業者には同30万回線の設置を義務づけた。当初5年間で所定の固定電話回線敷設を行うこととされたが、後に共和国法7925号により3年に短縮された。SASには、この他、都会：ルーラルエリアの敷設比率を10：1とし、かつ後者の敷設を優先させる、などの条件があった。

2000年末時点で、6キャリア (Digitel、Globe、Bayantel、PLDT、Smart、Piltel) が義務回線数の敷設、ルーラルエリア展開に成功したが、10：1基準につき不十分なエリアが残った。他方、3キャリア (Islacom、Capital Wireless、Philcom) がルーラルエリア展開には成功したが、10：1基準につき不十分なエリアが残るとともに、全体的義務回線数に届かなかった。

他方、現実的には携帯電話の隆盛もあり実際のニーズに対して余剰回線が出るという状態となり、多くの事業者に負債が残ることとなった。

NTCは、SASは初期の目的を達したが現在は非合理的なものとなったと見、後継制度を検討中である。NTC副委員長 (Armi Jane Borje氏) によると、SASの廃止を求めるメモランダムを2002年2月の時点で運輸省に提出済みである。検討点は次のようなものである。

- ・現在起きている状況にフィットする制度とする。
- ・技術的に中立的な制度とする。
- ・固定電話回線の敷設義務に替え、セル基地局や他の通信設備を展開することも可能とする。
- ・EO109号の義務を達成したがために負債を抱えている事業者の意見を汲み取る。

【コラム】 ニーズ根強い国際コールセンター・ビジネス

世界ニーズをターゲットとする国際コールセンター (以下 ICC) ・ビジネスは一定の存在価値を持っている。柔軟性や融通性が求められる顧客対応業務はそもそも全てを機械化することは無理であり、経済の進歩、グローバル化に伴い、時差を活用した24時間の顧客対応も求められるようになってきた。各国語で対応できるとベストであるが、少なくとも英語でのレベルの高い対応はキーとなる。

同ビジネスのクライアントにはカタログ・ハウス (通販)、テレマ会社、コンピュータ製品ヘルプデスク、銀行等の金融機関、運送・運輸会社、ホテル、IT関連企業などが含まれるが、ICCはこれらクライアントに代わってその顧客対応を行う。

ICCビジネスのフィリピンでの成長率は、2000-2001年で200%以上となった。Contact Center Association of the Philippines (CCAP) の市場規模予測によると、売り上げ規模は2002年の1億7300万US\$ (208億円) から2004年には8億6400万US\$ (1,041億円) となる。大規模とは言えないが2年で約5倍である。





●フィリピン

フィリピンは、英語人口の多さ、横文字コンピュータの操作技能の高さ、顧客対応上の親切さ、賃金レベルの低さ、といった点でオペレーター採用の母集団に層の厚さがある。ただ、国際的に見ると、似たような特質を持ち人口が圧倒的に多いインドが1位でICC数は約100、フィリピンのICC数は約30である。また、労働の質が良く賃金レベルの低い中国が、英語やコンピュータ教育を強化することで同ビジネスへの食い込みを図ってきているという。

フィリピンにおけるICCビジネス展開企業は15以上あり、主要なところでは、eTelecare International、Infonxx、PeopleSupport、C3 Customer Contact Center、Sykes Asia Inc、Contact World、SVI Connect、Cquadrant and Immequire Philippines などがある。通信のPLDTも複数の系列会社（Contact World、TeleTech Holdings、Parlance Systems）によって参入している。

COMMENT

フィリピンの通信業界も事業者数がかなり多く複雑である。第3世代携帯電話の免許数が3と決まったことで、他国（例：韓国、マレーシア）に見られるように業界再編へのモーメントとなる可能性がある。再編を想像するならば、PLDT系Smart、Globeについては3G免許取得当確と思われ、よって他事業者のなかにもう一つの核ができると見るのが自然であろう。残る免許数が1であればこれからセルラー事業を始めようとしている後発組DigitelとBayantel（+ Extelcom）の統合も考えられるが、現在DigitelとPLDTグループが接近する可能性が出ている。もう少し様子を見る必要があるが、もともとPLDTの対抗軸の性格があったBayantelの今後の動向は注目される。なお、セルラー事業を持たないBellTelや他の事業者（ETPI、Capwire、Philcom、PT&Tといった旧国際電話系事業者）は存在感があまり感じられず、セルラー事業を持つ事業者に吸引されていく可能性もある。

業界再編はSASのあり方とも関わっているので、3G免許選定期間に向けてフィリピンの通信ビジネス・システムにもっと抜本的な見直し圧力がかかる可能性もある。

（河村 公一郎）

<文中の換算率>

1米ドル=120.5円（2002年6月28日東京市場TTS）、1ペソ=2.53円（同）

<出典・参考文献>

- ・KDDIフィリピン各調査報告
- ・Total TelecomのHP（www.totaltele.com）の関連複数記事（philippinesで検索）
- ・Pyramid Research社 Communications Markets in the Philippines last updated February 2002、同Perspective（Asia-Pacific 2002.6.25）
- ・Baskerville Communications社ASIAcom誌（2002.2.19、2001.9.18）
- ・Asian Wall Street Journal（2002.5.17）
- ・現地紙 < Business World（2002.3.5）、The Philippine Star（2002.3.26、3.25、3.22）、The Manila Bulletin（2002.1.23）、Philippine Daily Inquirer（2002.2.19、1.15） >
- ・（株）NNAのHPの情報サービス（PowerAsia）のフィリピン関連ニュース
- ・日本経済新聞（2002.6.24）、電波新聞（2002.6.22）、日経産業新聞（2002.4.16）

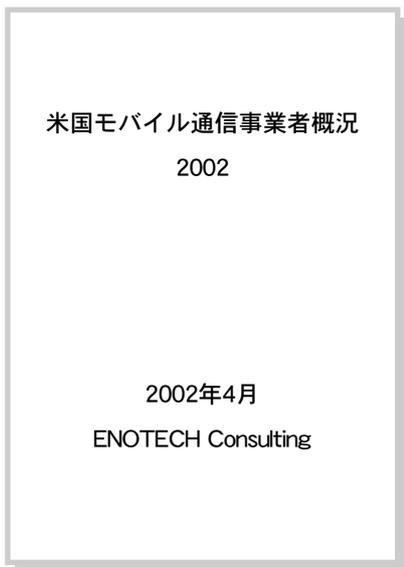


KDDI RESEARCH



この一冊でアメリカ・モバイル通信業界のすべてがわかる日本語報告書！
 米国在住アナリストによる<in-depth report>の決定版

「米国モバイル通信事業者概況2002」



タイトル	米国モバイル通信事業者概況2002		
執筆者	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
発行元	ENOTECH Consulting (海部 美知)		
販売元	株式会社KDDI総研		
発行年月	2002年4月	媒体	ペーパー
言語	日本語	頁数	120頁
定価	315,000円 (税込)	送料	無料

■内容目次

第一部 米国モバイル通信業界の概観

- 第一章 モバイル通信全体市場
- 第二章 主要プレイヤーと市場シェア
- 第三章 ネットワーク・番号体系・料金
- 第四章 モバイル・データ
- 第五章 次世代携帯方式
- 第六章 無線LANとモバイル新技術
- 第七章 業界の課題

第二部 主要携帯事業者各社概要

■執筆者経歴 海部美知 (かいふ・みち) ENOTECH Consulting 代表

通信業界を専門とする経営コンサルタント。東京での本田技研海外営業部勤務を経て、1989年より日本電信電話会社のニューヨーク現地法人NTTアメリカにて新事業開発を担当。96年アメリカの移動通信ベンチャー、ネクストウェブ社事業開発部長として、戦略立案や大手電話会社とのパートナー交渉などを担当。98年独立、99年シリコンバレーにてENOTECH Consultingを設立、市場開拓、戦略立案、パートナー交渉などのアドバイスを手がける。一橋大学、スタンフォード経営大学院 (MBA) 卒。

■お申込み方法 <切り取り線>以下を切り取って必要事項を記入の上ファクシミリにてご送付下さい。

----- ✂ ----- <切り取り線> ----- ✂ -----

株式会社KDDI総研 調査部 行 (03-5381-7017)

お申込み人	■ご芳名 (会社名)			様
	■ご住所 〒			
ご担当 (法人)	■ご芳名	電子メール アドレス	@	
	■部署名	お電話 ファックス	() ()	
<input type="checkbox"/> 同時に「KDDI総研R&A」も申し込む (新たに購読を申し込む場合はここをチェックして下さい)				

編集後記

■ いろいろな特区（農業特区、国際教育特区、先端医療特区、...）を各地方に創ろうとする動きが出るなど、日本も基本的な流れとして地方の力重視に向かっているようです。何人かの地方知事で構成する地方分権に向けた練成会のようなものも出てきました。

中学の歴史の時間、分権統治の幕末では日英戦争ではなく薩英戦争が起き、京都の寺田屋で襲われた坂本竜馬は治外法権を頼って薩摩藩邸に避難したと習いましたが、国民国家の一学生としてはピンとこなかったのを憶えています。言葉上のもじりで「これからは廃県置藩だ」という人もいますが、もし本気で目指すのなら新世紀的分権ということになります。分権に期待されるのは、多様性、切磋琢磨、コストの低位安定、自給率と国際競争力が低い農業の再構築、環境保全、少子化の改善、1990年前後のバブル時のような一体的狂騒と沈下の抑制、自律的財政、天災の危険分散、などと思いますが、東京を含む地方間で極端な勝ち組み、負け組みが出ないような地方間の有機的交流の仕組み作りは中央政府の役目の一つでしょう。

グローバルとはつまるところローカルの集合、世の中に中心などないとも考えるのも合理的な面があります。歳を重ねて海外旅行、出張、場合によっては海外勤務などを経験すると、結局は自分が住んでいる日本のローカルに辿り着く気がします。世界中どこでも草木は当たり前のようにその土地で花を咲かせるといった感覚でしょうか。

■ 本誌ご購入のお申し込みは、電話（03-3347-9139）で承りますほか、弊社ホームページ内のお申し込み書式（メール発信形式）もご利用できます。また、バックナンバーのご注文もできます。

■ 弊社ホームページのURLは次のとおりです：
<http://www.kddi-ri.jp/>

■ 読者の皆様とのコミュニケーションをより緊密化したいと考えております。本誌の記事について、お問い合わせ、ご意見等をお寄せください。頂いたご意見は、利活用度の高い誌面づくりの参考にさせていただきます。

■ 弊社では、諸外国の通信事情の調査を含む各種個別調査、また、セミナー向け講師の派遣のご要望も承っております。企画の段階からでもご一報いただければ、ご相談に応じさせていただきます。

（編集人 河村）

〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3
KDDIビルアネックス4F
株式会社 ケイディディアイ総研
調査部 河村宛
TEL：03-3347-9127
FAX：03-5381-7017
E-mail：ko-kawamura@kddi-ri.jp

世界の通信ビジネスの最新情報誌

KDDI 総研 **R&A**
Research Analysis

2002 July



- 発行日 2002年7月20日
- 発行人 押田 裕敬
- 編集人 河村 公一郎
- 発行所 株式会社 KDDI総研
〒163-8550 東京都新宿区西新宿2-3-3 KDDIビルアネックス4F
TEL 03 (3347) 9139 FAX.03 (5381) 7017
- 年間購読料 30,000円（消費税等・送料込み、日本国内）
- レイアウト・印刷 株式会社丸井工文社



海外販売代理店

■KDDI Deutschland GmbH
Immermannstr. 45, D-40210 Düsseldorf, Germany
Tel:49-211-936980 Fax:49-211-9369820

■KDDI HONG KONG LIMITED
10/F West, Warwick House, Taikoo Place, Quarry Bay, Hong Kong
Tel:852-2525-6333 Fax:852-2868-4932

■眞韓圖書 (JIN HAN BOOK STORE)
21-1 Ga Ch'ungmuro, Chunggu, Seoul, Korea
(Room No. 902, New Bldg Seoul Central Post Office)
Tel:82-2-319-3535 Fax:82-2-319-3537

■海外新聞普及(株) (OCS)
〒108-0023 東京都港区芝浦2-9
Tel:03 (5476) 8131 Fax:03 (3453) 9338